

第九十一回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第十五号

昭和五十五年四月二十四日(木曜日)
午後二時九分開議

出席委員

委員長 葉梨 信行君

理事 越智 伊平君

理事 竹内 黎一君

理事 田口 一男君

理事 大橋 敏雄君

理事 米沢 隆君

大坪健一郎君

田邊 國男君

中野 四郎君

八田 貞義君

牧野 隆守君

山下 徳夫君

枝村 要作君

金子 みつ君

前川 且君

安田 修三君

谷口 是巨君

伏屋 修治君

田中美智子君

出席國務大臣

厚生 大臣 野呂 恭一君

出席政府委員

大蔵省理財局次長 垣水 孝一君

厚生大臣官房審議官 正木 馨君

厚生省児童家庭局長 竹内 嘉巳君

厚生省年金局長 木暮 保成君

社会保険庁年金保険部長 持永 和見君

委員外の出席者

参議院社会労働委員長 久保 亘君

委員 亘君

厚生省年金局長 竹内 邦夫君

労働省職業安定局長 若林 之矩君

社会労働委員会調査室長 河村 次郎君

委員の異動

四月二十三日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

同日

補欠選任

小淵 正義君

る請願(森下元晴君紹介)(第四五五五号)

医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改善に関する請願(池田克也君紹介)(第四五五六号)

同(後藤茂君紹介)(第四五五七号)

同(佐藤謙君紹介)(第四五五八号)

同(柴田弘君紹介)(第四五五九号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第四五六〇号)

同(中野雅弘君紹介)(第四五六一〇号)

同(伏木和雄君紹介)(第四五六二〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第四五六三〇号)

同(吉井光昭君紹介)(第四五六四〇号)

同(伊藤茂君紹介)(第四五六五〇号)

同(工藤晃君紹介)(第四五六六〇号)

同(沢田広君紹介)(第四五六七〇号)

同(中野雅弘君紹介)(第四五六八〇号)

同(原田隆雄君紹介)(第四五六九〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六〇〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六一〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六二〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六三〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六四〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六五〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六六〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六七〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六八〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六九〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六〇〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六一〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六二〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六三〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六四〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六五〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六六〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六七〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六八〇号)

同(池田克也君紹介)(第四五六九〇号)

に関する請願外一件(枝村要作君紹介)(第四五七四号)

同外二件(北山愛郎君紹介)(第四五七五号)

同外一件(佐藤謙君紹介)(第四五七六号)

同(柴田弘君紹介)(第四五七七号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第四五七八号)

同外六件(三宅正一君紹介)(第四五七九号)

同(吉井光昭君紹介)(第四五八〇号)

同(兒玉末男君紹介)(第四五八二〇号)

同(金子みつ君紹介)(第四五八三〇号)

同(枝村義彦君紹介)(第四五八四〇号)

同(和田一郎君紹介)(第四五八五〇号)

同(厚生年金保険法の改悪反対等に関する請願(佐藤謙君紹介)(第四五八二〇号)

同(森井忠良君紹介)(第四五八三〇号)

同(鍛冶清君紹介)(第四五八四〇号)

同(金子みつ君紹介)(第四五八五〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五八六〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五八七〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五八八〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五八九〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五九〇〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五九一〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五九二〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五九三〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五九四〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五九五〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五九六〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五九七〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五九八〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四五九九〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四六〇〇〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四六〇一〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四六〇二〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四六〇三〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四六〇四〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四六〇五〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四六〇六〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四六〇七〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四六〇八〇号)

同外五件(横山利秋君紹介)(第四六〇九〇号)

同(兼)義彦君紹介(第四六八二号)

戦後強制抑留者の処遇改善に関する請願(兼)仲義彦君紹介(第四六八三号)

同(兼)渡辺君紹介(第四六八四号)

良い医療制度の確立に関する請願外一件(藤田高敏君紹介(第四六八五号))

戦後強制抑留者の補償に関する請願(栗山明君紹介(第四六八九号))

重度重複身体障害者に対する福祉改善に関する請願(小野信一君紹介(第四六九〇号))

重度重複身体障害者のため労働者災害補償保険法改正に関する請願(小野信一君紹介(第四六九一号))

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(梅田勝君紹介(第四六九二号))

同山原健二郎君紹介(第四六九三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第八号)

○葉梨委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。野呂厚生大臣。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○野呂国務大臣 ただいま議題となりました厚生

年金保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

わが国は諸外国に例を見ない急激な速度で高齢化社会に移行しつつあり、老後の生活の支えとなる年金制度に対する国民の関心と期待は、年金受給者の急速な増加と相まって、かつてない高まりを示しております。昭和五十一年度には、厚生年金及び国民年金を中心に財政再計算の実施とあわせて給付水準の引き上げ等の制度改善が行われたところであり、その後における社会経済情勢の変動に対応し、これらの制度について所要の改善を行う必要が生じております。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、厚生年金、国民年金等について、財政再計算を一年繰り上げて昭和五十五年年度に実施し、年金水準の引き上げ、遺族年金及び母子年金その他の給付の改善を行うほか、福祉年金の額の引き上げ等を行うことにより、年金制度の実質的な改善充実を図ろうとするものであります。

また、本法案は、年金給付の改善とあわせて、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当についても額の引き上げを図ることとしたしております。

以下、改正案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、厚生年金保険法の一部改正について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げにつきましては、本年六月から新たに老齢年金を受ける者の標準的な年金額を月額約十三万六千円に引き上げることとし、定額部分について単価の引き上げ、報酬比例部分について過去の標準報酬の再評価を行うこととしたしております。また、加給年金額につきましては、单身世帯よりも夫婦世帯に手厚い改善を図る観点から、配偶者の加給年金額を月額六千円から一万五千円に引き上げる等大幅な改善を図ることとしたしております。そのほか、障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとした

しております。

第二に、在職老齢年金について、受給者の実態を勘案し、本年六月から六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給される老齢年金の支給対象を、標準報酬月額十五万五千円までの者に拡大する等の改善を図ることとしたしております。

第三に、遺族年金につきましては、受給者の生活実態等を勘案し、年金による生活保障の必要性が高いと思われる子供を持つ寡婦及び高齢の寡婦に重点を置いた改善を図ることとし、寡婦加算額を本年八月から子供二人以上の寡婦の場合月額七千円から一万七千五百円に引き上げる等大幅な改善を図ることとしたしております。

一方、遺族の範囲につきましては、年齢等を勘案して見直すこととし、子のない四十歳未満の妻につきましては、年金の支給対象としないこととしたしております。

第四に、標準報酬額につきましては、最近における賃金の実態に即応して本年六月から、四万五千円から四十一万円の三十五等級に改めることとしたしております。

第五に、保険料率につきましては、給付改善及び将来の受給者の増加に対応して、長期的に財政の健全性を確保する観点から段階的に引き上げる必要があり、今回の引き上げ幅につきましては、千分の十八にとどめることとし、本年六月から引き上げることとしたしております。なお、女子につきましては、本年六月から千分の十九引き上げるとともに、昭和五十六年以後毎年千分の一ずつ引き上げ、保険料率の男女差の解消を図ることとしたしております。

次に、船員保険法の一部改正についてであります。なお、船員年金の改正に準じた改正を行うこととしたしております。

次に、国民年金法の一部改正について申し上げます。

に支給されている十年年金の額を月額二万六千五百五十円に、五年年金の額を月額二万六千六百円に、それぞれ引き上げることとしたしております。そのほか、障害年金の最低保障額及び母子年金等の額を引き上げることとしたしております。

第二に、母子年金及び準母子年金について、本年八月から母子加算及び準母子加算制度を創設し、夫等の死亡により他の制度の遺族年金の支給を受けることができない者には、月額一万五千円を母子年金等の額に加算することとしたしております。

第三に、保険料の額につきましては、財政の健全性を確保する見地から、昭和五十六年四月より月額四千五百円に改定することとし、以後段階的に引き上げることとしたしております。

福祉年金につきましては、十年年金の引き上げ率を勘案して、老齢福祉年金の額を月額二万円から二万五千円に引き上げる等所要の改善を行うこととしたしております。

次に、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正について申し上げます。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額につきましては、福祉年金に準じて、本年八月から児童扶養手当の額を児童一人の場合月額二万八千円に引き上げる等所要の改善を図るとともに、福祉手当につきましても引き上げを行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○葉梨委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○葉梨委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大原亨君。

○大原委員 第一の質問の項目は、野党の修正案に關係をいたしまして、老齢福祉年金千円アップに關係をいたしましてお聞きをいたします。

第一に、基本的な問題といたしまして、福祉年金と五年年金のことを経過年金というわけですが、経過年金については、これは各審議会の議論等、あるいは本委員会の決議等によっても、これの引き上げについては、年金再計算期等において、あるいはスライドの時期等において十分底上げをしていくという方針になっておるわけですが、本年は、財政危機を理由にいたしまして、きわめてシビアな改善の仕方にとどまっておるわけであり

ます。私は基本的に、経過年金についてはいろいろ工夫をして引き上げるべきではないかと思う。その足りない部分といたしまして、ひとつ具体的に指摘をしておくのですが、母子あるいは準母子福祉年金については、二万八千円から二万九千三百円になりました。児童手当についても、二万八千円から二万九千三百円に、一千円アップに

従ってペース改定をするようになっておるわけであり。その際に、本年年金のときには、厚生年金の言うならば寡婦加算等の措置があつたわけであり。それから、国民年金等におきまして、いま厚生大臣が提案をいたしましたように、母子加算等があつたわけですが、母子福祉年金等においてはこの措置をしなかつたのであるか、あるいはどのような計算の基礎で二万九千三百円に上げたのか、この二つの点についてお答えをいただきたいと思ひます。前段の方は、できれば後で厚生大臣からでもお答えいただければいいと思ひます。

○本事務政府委員 経過年金につきましては、各審議会から、今後の年金の抱えております重要な問題ということで、速やかに何らかの具体案を立てて対処するようにという御意見をいただいております。その際、また一方で、経過年金と拠出金の年金との関係はやはり考えなければいけないということ、現在の国家財政の現状から見まして、経過年金の引き上げにつきま

しては特別な財源措置も考えなければいけないであろうという御指摘をいただいております。そこで、

私も、五十五年度の予算編成に当たりまして、この各審議会の御勧告、御意見に従ひまして、財政状況が非常に厳しいということは予想されまして、経過年金の引き上げにつきまして事務的に考えました案を関係者の方々に諮りをして経過でございます。

その案と申しますのは、老齢福祉年金に限らず、年金というものは若い世代が高齢の世代の方を扶養するということが根本的な仕組みであろうかと思ひます。その子弟の方々が、あるいは共済組合あるいは厚生年金あるいは国民年金の被保険者になっておるわけでございます。したがって、老齢福祉年金等の引き上げにつきまして、共済組合、厚生年金、それから国民年金の被保険者の方々に特別な拠出金を出していただくということを考えてみたいということであつたわけでございます。

具体的に申し上げますと、共済組合、厚生年金、それから国民年金の被保険者の方々が月額百円程度の拠出をしていただきますと、福祉年金が千円程度に上げられるということでございます。案として、もし御理解を得られれば無理ではない案ということになろうかということで、関係者の方々に御相談を申し上げたわけでございます。

その結果、厚生省の考え方は一つの案として十分わかるけれども、経過年金に限ってこういう措置をとつた場合に、将来のほかの社会保障の経費もこういう形で調達するということになる可能性もあるではないか。それからまた、共済組合、厚生年金、国民年金の方々に拠出をしていただくというところになりますと、共済組合と厚生年金には事業主負担がございすけれども、国民年金には事業主負担がございせん。したがって、その拠出金につきましては事業主負担なしという形で、先ほど申し上げましたような百円程度出し

ていたければ福祉年金月額千円程度に上げられるということでございますけれども、共済組合あるいは厚生年金の被保険者は事業主負担なしに百円あるいは二百円の拠出をするということは社会保障の基本問題に触れる問題ではないだろうかという

ことで、五十五年度の予算に間に合うように意見を取りまとめるということは無理ではないかという御指摘をいただきました。そういう特別な考え方によりまして、経過年金を引き上げることとは断念をいたしましたわけでございます。したがって、五十五年度の予算といたしましては、従来方式によりまして経過年金の引き上げをするという以外に方法はなかつたわけでございますが、これにつ

きましては財政当局と非常な激しい対立がございまして、最後、大臣折衝を何回か繰り返していただきまして、一般会計で月額千五百円を上積みをするということになつたわけでございます。この千五百円と申しますのは、物価の引き上げの見込み率等に比しましてそれを上回る引き上げ額でございます。現在の時点、財政状況ではかなりの結果を得られたというふうに思つておる次第でございます。

それから、今度の改正で厚生年金、国民年金の母子年金等につきましては特別の手当てをいたしたわけでございますけれども、母子福祉年金、準母子福祉年金は老齢福祉年金の引き上げに準じた引き上げにとどまっておるわけでございます。この点につきましては母子福祉年金、準母子福祉年金が福祉年金の三割というかなり高い率で設定をしておりますので、今回はその従来の率で金額を定めたということでございます。

○大原委員 二万円を二万一千五百円、一千五百円を一千二百円に引き上げると、これは他の年金上昇率よりもよろしい、こういうふうな説明ですが、私が言っているのは、つまりこれは金額は絶対額が少ないのですから、そこで率だけで議論してはいけない、金額で議論しなければ底上げにならぬ、こういうことであつて、野党修正案の一千円追加も私はきわめて大きな一つの意義がある、こういうふうに

考えるわけであり。したがって、私は、時間がないから一つ提案ですけれども、われわれはたとえ厚生年金や国民年金の積立金から三十年間の経過年金の平均的な給付の金額をならし

まして、それで三十年間で一般財源から返していくような方式をとれば、特別の会計を設けて運営ができるのではないかと、こういう提案もいたしておるわけ。ですから、それをやっておけば、十年後には大体国民年金の福祉年金はほとんど減るわけですから、それは二十年、三十年延ばしておいて一般財源を均等的に入れていけば、これはかなりの水準が維持できていくのではないかと、こ

う議論もあるわけですから、もう少し知恵を働かせて、上げるつもりで、やるつもりでやらなければだめですよ。考え方の基本がだんだん崩れて、四十八年には福祉元年と言われていたけれども、そのときにはかなり是正してきてしまつたが、この経過年金の底上げについて十分留意をして善処されるよう強く要望いたしておきます。

厚生大臣、御答弁いただきたいと思ひます。○野呂国務大臣 福祉年金、特にこの経過年金の底上げを図ることが大変大事ではないかということでございますが、やはり特別な財政的な観点も考えてみなければなりませんので、急速に制度の成熟化の中で今後負担をどのように調整していくかということ、この給付と負担の総合的な観点から慎重に考えさせていただきたいと思ひます。しかし、財源措置を考へていく場合には、やはりこの制度全体に及ぼす影響もございすので、慎重にひとつ考慮しながら前向きに取り組んでまいりたいと思ひます。

○大原委員 野呂厚生大臣は、最初出たころは非常に勇ましかった。だんだんしるすばみになりまして、慎重に慎重にと、それではだめですよ。初めころは少々財政危機じゃ、何じゃ言つたところで、そうではなしに、福祉は大切なんだからやるのだと言つておりましたが、だんだん悪くなつた。それから、この野党修正に關係をいたしまして、私どもの多賀谷書記長等も直接大蔵大臣にも、あ

るいは厚生大臣にももちろんですが、申し入れをいたしておきまして、かなり御努力をいただきました問題があるのです。しかしながら、これは目的を達成できなかった。これは児童扶養手当、母子福祉年金の問題でありましたが、二万八千円を二万九千三百円にいたしました際に、十八歳の問題があるわけでありまして。その問題については先般も私は質問はいたしたわけですが、この十八歳を高等学校卒業まで、これは準義務教育ですから、母子家庭の子供が、八つ上の子供が途中で児童扶養手当が切られるということになります。かなりの金額になっておりますから、途中で退学させなければならぬ。これはやはり非常に忍びがたいことであるというところで強く要望いたしたところでありまして。その問題については、母子福祉年金で別枠で対処することにして、貸付金の対象を高校在学中の者を対象にいたしまして二万九千三百円の貸付を長期無利子で貸すというふうになったわけでありまして。しかし、これを事実上のことを考えてみますと、専修学校とか各種学校への在学中の者も含めてやるべきではないか。また、修学資金ばかりではなく、技能習得の資金についてもこの貸付制度を高校卒業に準じて対処いたしまして、そして死別、生別の母子家庭の児童の教育に對しまして理解のある措置をとるべきではないか。この範囲の拡大の問題につきまして御見解を聞きたいと思ひます。

○竹内政府委員 本年度の予算編成の時期に当たりまして、御指摘のような問題について、母子福祉の貸付金で修学資金の貸付の額を、児童扶養手当あるいは母子福祉年金等が失権をいたしました場合、その失権した翌月からいまだ受けておいた母子福祉年金または児童扶養手当等に相当する額を貸付金、修学資金として受けられるというふうな仕組みで対応するというところでセッティングいたしました。またこの点については、予算委員会でも先生の御質問にそういう意味でお答えしたわけでありまして、ただ、先生いま御指摘のように、確かに高校と

いうことに非常に限定をして物事を考えますと、実は高等学校に通っている以上に、現実の社会情勢の厳しさの中で、いわゆる専修学校に行っている場合、あるいはもつと極端なケースを申し上げますと、就職のため、あるいはまた新しく事業を開始するということのために、技能習得といひますか、たとえば職業訓練のなもの、あるいは自動車運転免許等も含めまして、こういった問題についての措置が実は若干おろそかになっておいたわけでありまして。そういう意味で、先生のいまの御指摘の点を含めまして、取り急ぎましてこの五月からこの問題については直ちに実施するように運びたいと思っておりますので、当面、今月中にも母子福祉法の施行令の一部を改正いたしまして、母子福祉の貸付金の中に、これまで申し上げましたような修学資金だけでなく修業資金についても同じような措置がとれるように、そしてまた高等学校だけでなく、五年制の高等専門学校あるいは各種学校の中でも専修学校、そして専修学校になつていない各種学校につきましては技能習得資金の方でカバーをするというふうな形に、より一歩進めて、先生の御意図を現実に実施に移すようにやつていきたい、かように考えておりますので、ひとつよろしく御了承いただきたいと思います。

見えておりますか。——共済年金の保険料を昭和五十四年十月とそれから五十五年十月に変えるわけですね。それを考える際に、保険料を今度は、五十四年十月からは本人負担五十一・五になるわけですね。その倍をすればいいわけですから、保険料を算定いたしました算定の仕方、これをひとつお答えください。

○木事政府委員 共済組合のごときでございますので間違つておるかもしれませんけれども、基本的には厚生年金と同じように平準保険料をはき出しまして、平準保険料の八割を保険料として取る、こういうことで千分の百三に決まつたというふう聞いております。

○大原委員 平準保険料の八割で千分の百三にした、そういうことですね。その平準保険料はどのようにして計算をいたしましたか。

○木事政府委員 平準保険料の計算につきましては、数理課長が来ておりますので、もし必要でございませうれば数理課長から詳しく御説明申し上げますが、そういったことです。

○大原委員 数理課長でございます。これは後厚生年金の保険料に關係するからお尋ねするのですが、お答えいただきますのは、共済年金の保険料は修正積立方式をとっているのですから、これから数理的に積立金を積み立てるといたしまして保険料を計算した部面と、もう一つは、過去の年金のスライドやベア、その過去の穴埋めをした部面、この二つに分けて、平準保険料について二つに分けたお答えをいただきます。

○竹内説明員 共済組合につきましては直接担当でございますので細かいことは存じませんけれども、現在行われております共済組合の数理計算では、新しく加入する人の将来に向かつて必要な保険料をまず計算いたします。それは普通数理的保険料と言われるものでございまして、その保険料で現在すでに何歳かに達している人の給付は恐らく賄ひ切れないうわけでございます。たとえば現在、過去に二十年から二十年期間があつてこれから十年たつたら三十年で退職するという人は、

ことし二十歳なり二十二歳で入る人の必要な保険料では賄ひ切れないうわけでございます。その足りない部分を別途計算いたしまして、整理資源率と普通言われておりますけれども、それを足し算いたしまして平準保険料をつくっております。そのときに、国家公務員共済組合の場合におきましては昭和三十四年十月に旧恩給法から切りかえられた人が半分ほどいるわけでございますけれども、その人につきましては三十四年十月前の期間につきましては別途計算、恩給で全額負担されるという計算で共済組合の整理資源必要費用から落としております。

○大原委員 平準保険料を計算いたしまして、その八割を保険料率として決めるわけですね。その中には将来にわたつて数理計算に基づいて必要な保険料を積み立てるといふことが一つあるわけですね。もう一つは、いままでの過去の穴埋めがあるわけですね。整理資源があるわけですね。それを計算して平準保険料を出しておるわけですね。その内部の比率はどうなつておりますか。

○竹内説明員 共済組合の総保険料は百五十三か四だと思ひますけれども、そのうちの十五ぐらいの分が——共済組合につきましては私のところではちよつとわかりません。

○大原委員 それでは質問しますよ。大まかなこととでなしに、今度は厚生年金について聞かから。厚生年金の保険料について、平準保険料があるわけですね。それに対して六割か——実際の保険料率は平準保険料に對して何%ですか。

○木事政府委員 社会保険審議会等関係審議会に御諮問を申し上げましたときは、六十五歳に二十年かけて引き上げるといふことを前提といたしまして平準保険料をはきしました、その平準保険料の七割というところで千分の百九という御提案をしたわけでございます。今回法律案としてお出しいたしましたのは、国会の予算委員会等の御審議も踏まえて六十五歳にすることを取りやめたわけでございますけれども、保険料は百九のままお出しをしておるわけでございます。六十歳のまま

で推移いたしますときの平準保険料は千分の二百になりますので、ただいま御提案をいたしておりますのは修正率が五二％になっておるわけでございます。

○大原委員　そこで、平準保険料を、法律に従って五年後に再計算しますね、そのときに平準保険料の中で、私が指摘をいたしましたこれから必要な保険数理に基づく積立部分、それと過去のスライド、ペア、それによる穴埋め分、その割合がわかつていますか。

○竹内説明員　それは厳密には区別できかねます。ただ、給付が物価についていきましてスライドされているわけでございまして、それに見合う程度に保険料を取るものになります報酬が上がっておりますので、給付改善がその程度になつてくる場合には、新規加入者、共済組合で言います数理的保険料そのものはほとんど変わらないわけでございまして、それを過去の分とそうでない分と分けることは非常にむずかしいと思ひます。

○大原委員　むずかしいことないですよ。あなた座つてなさい。わしが質問しているんだから座つてちゃんと聞きなさい。厚生大臣、あなたわかつて、わしが質問していること、つまり本来あるべき保険料を平準保険料というわけですね、それを計算するときは、将来、積立方式なんですから、積み立てる場合に必要の数理的な根拠に基づく保険料をやるわけですよ、これは積立方式ですから、それから、もう一つは、インフレ下においては物価スライドをやっているわけですよ。スライドとか五年ごとの再計算で穴があくわけですよ。その穴埋めを平準保険料に加えるわけですよ。だから、これは過去のものだ。過去の穴埋めだ。それで、共済年金について私が調べたところによりまして、五年前よりも平準保険料が共済では千分の二十八増加しているのです。その二十八の中で二十六が過去の不足分、穴があいた分です。これは数理計算として将来に対して積み立てるといふやつはほとんどないわけですよ。ほとんどが過去の

インフレ時代におけるスライドとかペアの穴があいた分です。ほとんどなんですよ。厚生年金は私にそれほどではないと思うけれども、中身がわからぬなどというふうなふざけたことはない。これは時間がたつて惜しいから、後で答弁していただきます。その点は保留ということはいしなけれども、別な機会に答弁してもらいたい。

そこで、私は資料を早急に出してもらいました。昔年金になりまして昭和三十六年以來、厚生年金について言いますと、厚生年金の積立金は三十六年には四千四百四十億円でございまして、物価の上昇は三十六年に六・二％ですから、そこで真ん中あたりを計算いたしまして二百七十五億ほど目減りをしておるわけです。そういうふうにして計算いたしますと、インフレによつて積立金が目減りいたしましたのを合計いたしますと、昭和五十四年度の末で幾らになりますか。これはあらかじめ通告してありますから御答弁ください。

○本務政府委員　先生から先ほど作成を命ぜられた資料でございまして、年度初めの積立金にその年度の物価上昇率を掛けてまいりますと、御指摘のように、昭和三十六年度では二百七十五億になります。こういう計算をずっと五十四年度までやつてまいりますと、トータルは九兆一千三百六十億というふうになります。

○大原委員　大臣、これは昭和三十六年、昔年金になりましてから、厚生年金の積立金が物価上昇によりまして目減りをいたしました合計を計算いたしますと、これは純粋に正確ではありませんが、九兆一千三百六十四億円でございまして、これは私がいままで議論したことはちよつと違ひます。これだけ目減りしているのです。この目減りは一体だれが負担するのですか。保険料算定の上においてはだれが負担することになりますか。

○本務政府委員　ただいま御指摘のございましたように、積立金が物価上昇によりまして減価するわけでございまして、一方ではこの積立金は資金運用部に預託をいたしておりまして、預託金利というものが入つてくるわけでございまして。そういう

うことで、ただいま御指摘の金額がすべて目減りということではないのでございましてけれども、オイルショック後の物価上昇期におきましては運用利回りを物価上昇率が超えたわけでございまして、その数年につきましては大変遺憾なことではございますが、かなりの差引きの目減りが出たことは事実でございまして。ただし、その後、物価の鎮静に伴ひまして運用利回りの方が高くなつて取り戻しつつあるというのが現状でございまして。

○大原委員　九兆一千億ほど目減りをしておるわけですが、御指摘のように、積立金は資金運用部へ預託をいたしまして利子を取つておるわけですから、利子の問題は後で議論いたしますが、運用利回りによる利子の収入は積立方式が当然に予想している収入面でありまして、これは収入がなかったら、計算できなかつたならば、積立方式をとつておる理由はほとんどないのです。大半の意義は失われるわけですよ。だから、その利子の中

に物価上昇が食い込んで収入が減るということになれば、積立方式の意義は根拠が一つ崩れるのです。一つの柱は崩れるのです。ですから、運用利回りまで食い込んでおるとのゼロになつておるのは、第一次石油危機のときに、約二兆四千億円という計算をばいいて予算委員会ときにも出したのですけれども、これはもう元も子もなくなくなつておるわけですね、二兆四千億円は。だから、つまり物価上昇によつて、積立方式をとりながら、どんどんたまっていく積立金が目減りをいたしま

すが、目減りをするのは結局は被保険者が負担をする仕組みになつておるのです。これは基本的におかしいではないかという議論がある。積立方式をとつておるのは、世代間の負担の公平を図るというところで、高齢化のピークまではある程度これを持つていこうというわけでしょう。

しかしながら、積立方式をそういう目的でとりながら、インフレで目減りをした問題に措置をしないのでこの保険財政を続けていくならば、三十六年以來約二十か年間に九兆円も超えて目減りをし

ている。そうすると、これは結局は保険料を積み立てた人、その瞬間よりも後の人が保険料で穴を埋めていくことになるでしょう。私が保険料の計算の基礎を言ひました、過去の穴埋め分と言ひましたけれども、ですから、積立方式というのはインフレにおいては非常に矛盾する。それと一緒に、インフレは高齢化社会における、いろいろな貯金を含めて年金制度の最大の敵であるということになる。本年は六・四％消費者物価が上昇する。それを超えることは間違いない。それにいたしましても、私は、これからのスタグフレーションの中における、慢性インフレの中における年金制度というものはインフレにどう対抗できるかということとを根本的に考えないと、保険料がどんどん高くなる一方であつて、資金運用部へその瞬間瞬間にたくさん吸い上げるだけであつて——その運用についていろいろ文句があるだらうけれども、きょうは理財局から来てもらつておるのはそのことだが、だけであつて、つまり結果としては高負担、低年金になるのではないかと。保険料の負担に對して年金の給付が保障されないのではないかと。それに対して何らかの根本的な考え方を変える必要があるのではないかと。こういう点について真剣に検討すべきであると思ひますが、いかがです。

○本務政府委員　年金の財政にとりまして、インフレが非常に大きな影響を持つことは御指摘のとおりでございまして、また過去の経過をたどりましても、先生の御指摘のような面が現実に出ておるわけでございまして。ただ、現在とつております積立方式は、完全積立方式ではございせん、修正積立方式をとつておるわけでございまして。完全積立方式でございまして、いわば各人が自分でお納めた保険料の額を利子をつけて返してもらうというふうな見方ができるかと思ひますけれども、インフレの問題、そういうこともございまして、修正積立方式をとつておるわけでございまして。修正積立方式、たとえばただいままでとつてまいつております六割の修正積立方式でございまして、四割は後代の負担に送るといふことでござい

まして、先ほども先生の御発言の中にもございましたように、現在の修正積立方式は、現在の世代と後の世代との負担にできるだけ余り大きなアンバランスが起きないようにという面を主としてねらって行つておる運営方式というふうに申し上げることはできるかと思つておるわけでございます。

それにいたしましても、運用の問題というのはやはり大きな問題でございまして、インフレと申しますのは、国全体の政策の問題ということになろうかと思つたけれども、経済運営の面でも年金の財政が円滑にいくように努力をしてまいらなければならぬというふうに考へておるわけでございます。

○大原委員 先般来議論しておりますが、今度は積立金を資金運用部へ、理財局の管轄の方へ預託をするわけです。大蔵大臣などは安全かつ効率的な運用などということを言つていばつてゐるようなことを言つてゐるが、時間がないから反駁する余地、場所がなかったこと等もあつて一方面的になつておるけれども、野党質問に對しましてもいいかげんなことを言つておる。

運用利回りは公定歩合引き上げに伴ひまして配慮するということになつてゐるのだが、どういふ措置をとりましたか。

○垣水政府委員 今般の公定歩合九%に対する引き上げに對しまして、昨日、資金運用審議会の御了承を得て、五月一日から八・五%の預託金利とすることにされてゐたことと決定いたしました。

○大原委員 去年以来、五回ぐらゐ公定歩合を上げてゐるのですね。今回初めて運用利回りを引き上げる措置を五月一日からとつて、八・五%にする、こういうことですか。

○垣水政府委員 そういうことではございませんで、今般の九%に対するものが八・五でございまして、二月に上げたときには八%……(大原委員「わかりました」と呼ぶ)公定歩合引き上げとは並行して上げております。

○大原委員 資金運用部に預託をいたしました運用利回りは八・五ですね。そして、公定歩合は九%ですね。

いまこれから新しく発行する国債の利回りは幾らですか。

○垣水政府委員 表面金利が八・七で、応募者利回りが八・八八でございまして。

○大原委員 八・八八だ、ずいぶん八が並んでいますが、それにいたしまして八・五より多いじゃないか。国債の利子ぐらゐは、資金運用部がちゃんと預託を受けて運営する場合にやらなければならぬ。大体、大蔵省は運営する場合にいばりくさつてやつておる。大蔵大臣の答弁を見てもさうですよ、やつてゐるのだけれども、大体預かつた以上は、インフレで目減りした分は運営主体の大蔵省、国が穴を埋めなければ積立方式は成立しないのです。それはやらなければならぬですよ。

ですから、できるだけ上げるといふことを政府が言つたわけだ。それにしても国債の利子よりも低いじゃないですか。そういう点については、運用利回り以上に物価が上昇したやつを穴を埋める方法もある。学者の理論から言へばさう言つていまして、運営主体がやつてゐるのだから、これは低いじゃないですか。

○垣水政府委員 先生御承知のように、資金運用部が御預りした金というのは原則として財政投融資の資金に充ててゐるわけでございまして、近ごろ国債の発行が大変むずかしくなりましたために、その一部で国債の引き受けということをしてゐるわけでございまして。それで、実は八・五という運用部のお預かりするときの金利は、即政府関係機関等に對しまして貸し出す金利と同じにしてゐるわけでございまして。そして、運用部といつたしましては若干国債あるいは政府保証債等の利ざやでもつて泳いでゐるというのが実情でございまして。

たとえば、財政投融資につきましては、住宅公庫等に對しまして八・五でお貸しするわけでございしますが、住宅金融公庫は、御承知のとおり五・

五%という金利そのものが法定されておりました、上げることができないわけでございます。したがつて、その差額は一般会計からの補給という形になつております。その点はほかの、たとえば国民公庫その他中小関係等の政府関係機関についても同様でございまして、その点を勘案いたしまして、私どもとしては国債よりも若干低いところで預託金利及び運用部の貸出金利を決めましていただいてゐるわけでございまして。

○大原委員 説明としてはわかるのです。わかるのであれば、理財局長、これは質問を続ければ時間がなくなつてしまふので私は省略しますが、つまり厚生大臣、この積立方式というのは、幾ら修正しましてもインフレの中ではほとんど無意味になつてゐるのです。現在出している人は二十年、三十年後にもらうわけですが、もつたころには——いま一万円を超えて出している人はたくさんあります。そうすると、もつたころにはゼロに無限に近くなるのです。あなたは数字に對してはわりあいに頭の回転の早い方だから計算してごらんさない。七%物価が上昇いたしましたら何年間でゼロに近くなりますか。三十年もやりましたらゼロに近くなります。積立方式でやりながらインフレの時代においては積立方式は理論的にも成立しない。積立方式をやる場合にさういふ議論をいたしますと、根本的に慢性インフレに對應できるような年金の制度をつくりなさい、こういうことは社会保障制度審議会でもどこでもやつてゐるわけだ。そこで、百歩を譲つていまの制度を続けるとしても、保険料を出した人は、労働者の福祉のため、年金のために出したのだから、永遠に資本家に金は返つていかないので。ですから、労働者とか被保険者が参加できる形で運営をするということが絶対に必要なわけです。

手続上必要なんです。大蔵省は、総合的に運営いたして安全にやつております、一番安全です、政府が安全ですと言ふに違ひない、私は時間がないから先回りして答弁するが、しかし、それはへ理

屈であつて民主主義ではないのだ。そんなことをぬけぬけとやつてゐる国は世界じやうないです。日本しかないのです。ですから、手続上もプロセスにおいても民主的でないといけない。結果としていふような結果になつても、保険料がどういふふうな決定して、資金をどういふふうな運営するかというところについて被保険者が発言できないというふうなことは絶対にいけない。これは各審議会や各サイドの意見が皆出ておるわけですよ。それをやろうとしないじゃないか。そうするとなぜいけないかという、大蔵省は第二の予算として財政投融資を洗い直さなければならぬのだけれども、財政投融資の資金運用部の資金を得るために保険料を決めたり、給付に干渉するんだ。制度の改正を妨げるわけだ。妨害するわけです。私が先回りして意見を言へば、そういう意図はないと言つた。しかしながら、結果としてはさういふことだ。それが民主主義といふものである。だから、行政の改革、宇野長官なんかに来てもらえばいいのだけれども、いろいろなことを何とかつじつまを合はせておるけれども、さうではなしに、さういふことを改正をして、本當に手続上も民主的にしなければ、こんなインフレだから、現在保険料を払つてゐる者はもつたときにはゼロに近くなる。そして、保険料といふものは過去の物価上昇分の穴埋め用にほとんどつき込むといふふうな形でやつたのでは、これはだれも年金に對して信頼をすることはできないと思ふのです。だから、私は、インフレに對應できて、被保険者本人が参加できる形でこの制度を基本的に考えるべきであると思ふのです。

大臣は就任されてから質疑応答して答弁をされてきたわけですから、これは局長ではなしに厚生大臣の答弁を求めます。

○本蔵政府委員 積立金の運用につきまして、保険料を納めました事業主や被保険者の方々の意見を十分反映しなければならぬといふのはもう御指摘のとおりでございまして、私どももそれに對して努力をしてきておるつもりでございまして。

昭和三十六年に国民皆年金になったわけですが、それまでは資金運用審議会の委員は役人が主でございまして、若干の学識経験者の方も入っておられるという構成でございましたけれども、これにつきましては厚生省の方から、国民皆年金に入るに当たって従来どおり資金運用部に資金を預託するので、資金運用審議会の構成について配慮してもらいたいということを申し入れたしまして、七人の学識経験者だけから組織する審議会に変えていただきました、しかもそのうち一人は厚生年金、一人は国民年金の立場を御理解いただける学者の方に参加していただいております措置をとったところでございます。

また、昭和四十九年には、厚生大臣の私的諮問機関といたしまして、保険料を納められる事業主の方、被保険者の方を主といたしまして、毎年資金運用計画を定めるところにはあらかじめ御意見を伺って、その御意見を理財局の方に申し入れるというような措置をとっておるところでございます。それで、今回さらに大蔵省の方でもその意見反映の方法につきまして工夫をしていただくというところになっておるわけでございます。

○大原委員 大蔵省、どういう構想ですか。

○堀水政府委員 厚生省といういろいろお話し合いをしていくわけですが、今度資金運用審議会の会長と理財局長が保険料の拠出者の代表の方々等から特に御意見をお聞きするというところで、まだ仮称でございしますが、年金資金懇談会というようなものを設けて、できるだけその御意見を反映して、財政投融資計画の運営の方向に資したいということを考えている次第でございます。

○大原委員 懇談会のメンバーはどうなるのですか。

○堀水政府委員 まだ決定いたしておりませんが、いま申し上げましたように、資金運用審議会の会長、理財局長、それからすでに入っていたいたしております年金関係の先生のほか、各審議会からの代表、一、二名の方に入っていたいただきたいと思います。

○大原委員 労働者の代表、被保険者の代表は入らないのですか。

○堀水政府委員 加えて入っていただきたいと考えております。まだ具体的な人名は決定いたしておりません。厚生省と打ち合わせ中でございます。

○大原委員 質問したらどんだん委員をふやすのですか。

大體、厚生大臣、資金運用部はたき直さなければいかぬですよ。これは高度成長時代初期の緊急措置なんです。年金局長は、いろいろこういうふうなやつていきます、こういうふうなやつていきます、学者がやつていきますと言っていますけれども、本当に出した人が主体的に参加するという方向をとるのでなしに、言うなれば言い逃れのようなことをやっているわけですね。

それから、共済年金は三分の一は預託しているけれども、原則として残りは自主運営をしているわけですね。だから、厚生年金だって自主運営をして、結果として理財局と相談して政府全体の資金の中でどうするかということはいいですよ。もう少し使用法としても住宅とか土地問題等について計画的に活用しておれば、住宅等においても全般的によくなっているはずなんです。社宅ではないですよ。社宅や寮を企業へ引っぱりつけることはILOなんかいいかないと言っているんだから。

ですから、いま財政投融資も、民間資金を導入したり、国債との関係をどうするかということ等を含めて大転換期にあるわけですから、共済年金の積立金運用との格差を考えてみても、厚生年金の積立金の運用——国民年金もそうです。国民年金はわずかで、わすれかですが、その運用については毎年、これは三兆三千億ほどあるわけですね。純粋に収支をはかってみても三兆三千億は厚生年金だけでふえるはずですよ。この莫大な資金をどのように使うかということについて、労働者や被保険者が参加しないで決定することはないのです。そういう非民主的なことではないのです。なぜいけないかというと、いま申

し上げましたように、これは結果としては保険料の決定や年金制度全体の改革について発言するということになるのです。そうすると、大蔵省がい

ばって厚生省が頭を下げて行く。この問題はそういうような問題じゃないのです。年金の積立金の運営の仕方を含めて、インフレと高齢化社会に対応するために、年金について根本的に考えながら、土台の厚生年金を基礎として、共済年金の改革も考えて、共済年金で必要であるならばあなたの特論の企業年金も考えていく、国民が皆年金で、税金でみんな負担しているんですから、納得できるような年金の改革の出すべきである。私は思いますが、厚生大臣、いかがですか。

○野呂国務大臣 これは予算委員会でもたびたびお答え申し上げてきたわけでございます。確かに年金の積立金がインフレによりまして実質価値が目減りしていくことは好ましいことではございません。したがって、その積立金の運用利回りをなるべく大きくしながら目減りをなくしていくという根本的な対策が必要である。それに対してはいまの段階では、御指摘の被保険者あるいは労働者の直接参加という形、せめて共済年金のようないくつかの方式をさらに進めていくべきではないか、これは十分検討しなければならぬ問題でございます。ただ、その責任は国の財政で補てんすればいいではないかということになりま

す、制度が成熟化すればするほどに年金受給者の数もふえ、給付費も増大いたしますから、長期的には保険料の負担も増えていかなければならぬ、その見合いをどう持つていくか、そして被保険者のせつかつく積立金が目減りすることのないような全体的な制度の運用を考えていくということとは確かに御指摘のとおり大事なことで、そういうふうなことを考えております。

○大原委員 大體理解いたしたと思うのです。私が申し上げたように、民主主義は手続が大切なんです。手続を誤ると幾らいいことをやっていると言ったってだめなんです。そうすると、目的と手段とを混同することになって、大蔵省全体が年

金に介入するということになる。ですから、手続が大切であるという点を特に強調しておきますが、厚生大臣、いかがですか。

○野呂国務大臣 制度全体の問題として、これは基本的にも年金財政というものをどういうふうな運用していくか、その中で被保険者のいろいろな期待にこたえていくかということは大変大事な問題であると思います。財政論の前にわれわれは制度全体についていろいろ検討することにいたしました、かように考えます。

○大原委員 共済年金との関係を考えてみても、資金運用についての手段方法は違うわけですね。それから、これは一つの大問題、ポイントですが、今回共済年金の保険料は一〇・三ほど上がるわけですね。それで、厚生年金の方は一〇・九ほど男子は上がるわけですね。これは年金の保険料の決め方が妥当かどうかという議論があるわけですね。かなり実態、時期は進んでいるわけですね。でも、保険料については、成熟度は共済の方がうんと進んでいるのだし、言うならば共済の方が年金なんですよ。たとえば、地方公務員共済だつて、県市なんか、私の選挙区ではないですよ、森井理事の選挙区だけれども、年金加入者よりも受給者の方が多いんですよ。そういうふうな問題があるところがあるのです。であるのに、保険料についてはこれでも高いという議論があったんだが、それ以上に、厚生年金は二十七兆円あるのですけれども、このインフレの時代にこれをできるだけ必要最小限度にとどめながら、制度全体を考えた場合に、危険度が高い共済年金の方が一〇・三で、厚生年金の方が一〇・九というのは、私の議論を踏まえて常識的に問題がある。したがって、この保険料は十分議論をして下げるべきである。いかがですか。

○堀水政府委員 先ほどちょっと申し上げましたように、今度御提案をいたしました保険料は六十五歳を前提として計算をしました平準保険料の六割でございます。六十五歳を見送りましたけれ

昭和五十五年四月二十四日

ども、百九のまま御提案を申し上げておるわけでございます。

それで、共済組合との関連でございますが、たとえば昭和五十三年度末で見ますと、確かに厚生年金の方は被保険者に対して老齢年金の受給者が六・八%でございます。それに対して共済組合、国家公務員共済の場合でございますが、二・一・四%でございます。被保険者に対する年金受給者の数が多いのでございますけれども、これは御承知のように、昭和三十四年に共済組合の方が社会保険方式に切りかえまして、それ以前の費用につきましては国が直接持つということになつておるわけでございます。そういう観点から平準保険料と比較しますと、先ほど申し上げましたように、厚生年金が千分の二百でございます。国家公務員の方は千分の百二十九でございます。国家公務員共済の方はまだゆとりがあるということなんでございまして、ゆとりのない共済組合に対してゆとりのある厚生年金がよい保険料を取るということではございませんで、厚生年金の方が財政的に見て将来問題を持つておるといふことでございます。

○大原委員 そういう側面もあるけれども、これはインフレ度合いのいかんが非常に大きな影響を及ぼすけれども、しかし成熟度が急速にピークに達するのは共済の方が早いのです。だから、これは余り議論しませんが、厚生年金の方はいま一四%の成熟度です。一四・幾らでしょう。それは議論いたしません。そういうことで、いまの全体の情勢を考へて、平準保険料の何%取るというのはいまは下げておるんだから、修正しているわけだから、それはそれとして、修正度を引き上げて保険料を下げるべきだ、こういう議論であるということを、大臣、明確に私は言っておきますよ。

それから、もう時間が参りましたから最後に、被用者の妻の任意加入という問題について、いままでも幾らでも議論したけれども、時間がたてばたつほど、言うまでもなく矛盾は拡大するので

す。それで、各方面から、審議会等からもいろいろな提案があるのです。それを厚生省は何ら決断をしない。そして、ちびりちびり付加年金等の措置をとつて児童手当やその他社会福祉全体の体系をばらばらにしている。矛盾を拡大している。

そこで、妻の年金権についてどうするかというところを、四十歳以下の若妻——若妻というふうな政府の方のどこかに書いてあつたが、若妻じゃないです、四十歳は長尾課長だつてかなり年をとつてゐる。若妻とは言わぬだろう。若妻じゃなく、かなり年だ。主人が死んで三十九歳、四十歳で国民年金に入つても、二十五年掛け金を掛けたら六十五歳になる。だから、こんな思ひつきのやうなむちやなことをしたらだめですよ。婦人をいじめちゃいかぬですよ。いまは婦人年じやないか。自民党と大平内閣は婦人をめぢやなくいじめてゐるじやないか。それは異議ないでしょう。どうするのですか。

○本郷政府委員 厚生年金制度は婦人をめぢやなくに優遇をしておる制度でございます。保険料も安くしてございますし、それから支給開始年齢も五歳早うございますし、それから女性の方が長生きでございますから年金をもらう期間も長いわけでございます。非常に優遇をしておるわけでございますが、その点につきまして、今後高齢化社会を迎えるに当たりまして必要な手直しだけはさせていただきたい、こういうふうにお考へておるわけでございます。

○大原委員 残つておりますが、終わります。いまのは了解できません。

○葉梨委員長 次に、谷口是巨君。

○谷口委員 年金の問題あるいは健保法の問題とかいふのは、私たち国民の各階層にとつてきわめて重大な問題であります。

「年金制度の健全な発展には、インフレなき経済成長の持続と中高年齢層の雇用の安定、確保が欠かせない条件であり、これらの対策の推進に、格段の努力が払われなければならないことを特に明記しておきたい。」このように基本懇の答申の中に

特記されているわけです。

厚生省は、厚生年金の支給開始年齢を六十五歳にと考へて、今回の改正案に付記をしたわけであります。

総理府のいろいろな調査をやつた中に、五十年に行ひましたいわゆる老後の生活設計に関する調査、それによりますと、ここにいろいろなデータが出てゐるわけでありまして、三十歳から五十五歳までの年齢層の人々はとうとう将来に将来を考へてゐるかというところ、六十四歳までは夫婦の就労による収入を第一とする、子供の世話にならない、こういうふうにお考へて返事をした人が八五・五%という圧倒的な割合を占めてゐるわけなんです。六十五歳以降の人々は、公的年金が第一位となつてゐるわけでありまして。

この意識調査を見る限り、いわゆる国民の意識を厚生省はこの年金に反映させたというふうな一面は見えます。しかしながら、さきにも述べたように、年金の健全な発展というものは、基本には雇用の安定がなければならないわけなんです。国民の一人一人は、六十四歳までは子供の世話にならないで、そして自分で働いて生活を保つていきたい、このように希望してゐるわけです。ところが、それに反しまして、雇用の年齢の状態はそうなつてゐないわけです。現在、定年制が五十五歳から六十歳に移行しようとしてゐる、そういうふうな解釈をしておりますけれども、定年制が六十歳に定着するまでにはどの程度の時間を要するのか、これは労働省の見解をひとつ伺つておきたいと思ふのです。

○若林説明員 ただいま先生御指摘になられましたように、多くの労働者が、自分の健康が許す限りは六十五歳ぐらいまで働きたいという気持ちを保持しておるわけでございます。私どもの関係で定年退職者の生活のアンケート調査をいたしました際にも、やはり七割前後の方々が六十五歳ぐらいまで働きたい、若干それより遅くまで働きたいという気持ちを持つておられるわけでございます。

私どもも、このような今後の高齢化社会に対処いたしますために、やはりわが国の終身雇用慣行の中で、できるだけ同一企業の中で働いていくことがこれら高齢者の方々の雇用の安定に最もふさわしいということでございます。定年延長の指導を進めてゐるわけでございます。定年制の状況は、先生御指摘のように、依然として五十五歳の定年が多い現状にあるわけでございますが、長期的に見てまいりますと、景気の停滞の中にありまして、五十五歳定年の割合が大きく減少してゐるわけでございます。着実に定年延長の傾向が見られると考へております。特に最近におきましては、鉄鋼、私鉄が定年延長の実施を決定いたしましたのを初めといたしまして、定年延長を決定する企業が各業界にわたつてあらわれておりまして、定年延長の機運は一層着実に定着してゐるというふうにお考へております。

政府といたしましては、こういう中で、六十年程度まで何とか六十歳定年を一般化したというところで、最大限の努力を払つてゐるところでございます。

○谷口委員 この年齢という問題はきわめて重大であります。したがつて、私ども公明党としては、六十五歳までは定年制の延長を国はやるべきである。しかしながら、ひとまず過渡的な問題として、経過措置として六十歳までは急いでこれを政府でやりなさいといふ声を高くして要求をしてゐるわけです。

しかし、いまあなたの場合、六十年に大体六十歳の定年の制度を定着させたいとおっしゃるけれども、果たしていまの状態がそういうものかどうか。また、万が一できたとしても、一つの傾向として、ある一定の年齢からはもう責任あるポストにはつけないとか、あるいは昇給をストップするとか、あるいは実質賃金を下げるとか、いろいろな傾向もあわせて行われておりますが、これに対してはどうお考へですか。

○若林説明員 お答え申し上げます。先ほど申しましたように、私ども六十年までに

六十歳定年を一般化するという事で現在努力を進めているわけですが、この定年延長という問題は、わが国の終身雇用慣行と、それに基きます賃金、退職金制度、あるいは人事管理制度といったようなものの見直しが必要でございまして、これはかつて長年労使が積み上げてきた制度でございまして、労使の話し合いによってその見直しの解決を図っていく、その前提の中で六十歳定年が進められていくというふうに考えているわけでございます。

現在、六十歳定年が進められております中で、いま先生の御指摘になりましたようなものも含めまして、労使の間でいろいろな話し合いが進められていくわけで、これはさらに今後引き続き続けられていくというふうに考えておるわけでございます。

○谷口委員 六十歳を超えまして、さらに、たとえば六十五歳になるまでの間のいわゆる雇用の安定という問題は、私はきわめて重大だろうと思う。それからまた、雇用年齢と年金の関係とは切っても切り離せないものでありますから、この努力というものはきわめて力を尽くさなければならぬと私は思うわけですが、このいわゆる高齢者対策というのは、六十歳から六十四歳としてもいいですが、その間の雇用対策を具体的にどのように考えていられるのか、お伺いしたいと思います。

○若林説明員 先ほど申しましたように、六十歳までは定年延長というもので、雇用の安定を確保してまいりたいという事で努力を進めているわけでございますけれども、六十歳から六十五歳層になりますと、個人的にきく差が出てまいります。業種面でも問題があるかと思いますが、私も基本的に、六十歳を超えまして同じ企業で高齢者を引き続き雇っていたらというところが、日本のこの終身雇用慣行の中で高齢者の雇用の安定を図る道ではないかというふうに考えまして、六十歳を超えまして、定年延長、再雇用、勤務延長等によります雇用延長によって雇用の安定を図るということを基本に据えてまいり

たいというふうに考えております。

ただ、先ほど申しましたように、六十歳を超えましますと、いろいろな個人差あるいは業種別の問題も出てまいりますので、そういうような高齢者の方々の多様なニーズに応じてそれぞれにふさわしい対策を講じていくということが必要だろうと考えております。

このほど高齢者の活力を生かすという観点から、高齢者の人材の活用のための措置も講じているわけでございます。

○谷口委員 非常にこれはむずかしい問題ですね。従来も、いわゆる中高年齢層を必ず使うようにということではいろいろな手が打たれ、また指導がなされてまいりました。しかし、目標にははるかに達しない、こういう状況でありますから、これはやはり定年延長というものを法制化して、中高年齢層を雇用することを一つの義務としてその内容の充実を図らない限り私は効果が見られない、また期待も薄いと思いますが、そうやるべきだと思えますが、どうですか。

○若林説明員 いわゆる定年を法制化するという問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、定年延長という問題につきましては、わが国の終身雇用慣行、それに根差します賃金、退職金、あるいは人事管理といったような問題の見直しが必要であるわけでございます。このような問題に対する解決というものと別に一律に定年延長だけを法制化していくということにつきましては、いろいろな問題があるのではないだろうかというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、この問題につきましては、前通商国

会の国会の御議論を踏まえまして、現在雇用審議会が定年の実効ある推進策につきまして、法制化問題も含めまして御諮問申し上げ、御審議を願っているところでございまして、政府といたしましては、その御結論を待つて対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○谷口委員 厚生大臣に伺いますけれども、これは労働省関係のことをいま聞いてきたわけですが、

が、お聞きのように、高年齢の方々の雇用という問題については、現実には非常に厳しいわけですね。ところが、厳しいにもかかわらず、年金の傾向としてはいわゆる年齢の引き上げという方向に向かっている。現に共済年金はそうだったし、厚生年金にしてもそうやりたいのはやまやまでありましよう。そういう問題を加えまして、今後、年金と働く年齢との整合性については、厚生省あるいは政府としてどのようにやろうという考えをお持ちなのか、厚生大臣として決意を伺っておきたいと思います。

○野呂国務大臣 本格的に迫ってまいりました高齢化社会を迎えて、高年齢者層の雇用対策は大変大事なことで私は思います。むしろ政府の取り組みが遅いのではないかとこの問題の解決を進めなければならぬことは言うまでもないことであります。しかしながら、年金財政の将来を考えると、それならば、年金財政の将来の財政的な心配もございまして、したがって、これらが十分に関連を持ちながら、しかもいろいろな御指摘になっております官民格差、共済年金との問題等も整合性をより高めながら、そしてできる限り早い機会、次期再計算期には、厚生年金につきま

して、六十五歳問題についても改めてまた御検討を願うことがあるのではないだろうかというふうにも考えておるわけでございます。しかし、現段階におきましては、この問題については将来皆さんでお考えを願って、いろいろな総合的な判断の上で立つて処置すべきではないかというふうに考えておるわけでございます。

○谷口委員 労働省、最後ですが、あなたに決意を聞いてもちょっと大変でございまいしょうから、聞かないで希望だけにとどめますが、要するに年金問題と雇用年齢とは切っても切れない関係があることは事実です。したがって、年金の方の苦しい状況云々だけで年金の年齢が引き上げられてはたまったものではない。それに対しては雇用実態

に合わせたいかなければならぬわけですね。この努力をしっかりとやっていかなければならぬということと銘記しておいてもらいたいと思う。

では、労働省は大体終わりました、厚生省の方に質問の主体を移します。

基本態で、現行制度の問題点と改革の必要性として三ヶ条挙げられているわけですが、まず第一に、制度分立による格差、不均衡でありますけれども、現在の時点で合理的でない部分についてはどういうふうに認識をされているか、答弁を伺っておきたいと思います。

○本郷政府委員 現在の年金制度は、先生御案内のように、八つの制度に分かれております。それで、制度が対象にしております国民の階層も違いますが、またできた年にも違いますので、それぞれ沿革がありまして、いろいろな違いがあるわけでございます。そういう観点から見ますと、違いがあつて当然というふうにも言えないことはないのでございまして、この八つの制度は、現実にはばらばらではなくて通算制度でもって結ばれているわけでございます。国民の方々も通例幾つかの年金を渡り歩くというのが実情でございますので、そういう意味からいいますと、できるだけ整合性のあるものにしていかなければならぬという面があるわけでございます。また、今後それぞれの年金制度負担をふやしていかなければならないわけでございますが、負担をふやしてまいります場合には、やはり負担の公平感というものが大切であろうと思つてございまして、そういう観点からも、制度間の沿革というものは尊重しながらもできるだけ整合性のあるものにしていかなければならぬというふうに考えております。

○谷口委員 この整合性ということが非常に大事なものであります。したがって、いろいろなお話しになった問題を認識されて、今度の改正案に具体的にどういうことを反映されたか、具体的に述べたいと思う。

○本喜政府委員 今回の改正でございしますが、率直に申し上げまして、基本態で指摘されております格差の問題につきまして、幾つかの芽は出しておりますけれども、基本的に取り組むところまでは至っておりません。と申しします。と申しますのは、たとえば共済年金と厚生年金との間にいろいろ格差が指摘されておるわけでございします。たとえば、現実に出ております共済年金の方が厚生年金よりも高うございしますけれども、これもよく見てみますと、現在共済組合の方々が受給しておられる年金は三十数年間加入の年金でございします。厚生年金の場合には二十二、三年の加入期間に対応した年金が出ておるといふようなことがございまして、そこら辺、どこまでが合理的な格差であり、どこまでが不合理な格差であるかということがはつきりしないというところが率直に言つてあるわけでございします。そこで、共済組合の方もこの問題には積極的に取り組まなければいけない、いまのままでいかぬということで、本年度研究会を発足させまして、共済組合のあり方を根本的に研究をしていただくということになつておるわけでございします。そういうものの進展を見ながら、私どもの方も国民の皆様に納得のいくような整合性のとれる方に厚生年金、国民年金も持つてまいりたいというふうに考えているわけでございします。

○谷口委員 厚生省は、中高年齢者の雇用の安定、あるいはその意味からいくと定年制六十歳、こういうふうにいまだ労働省としてやっていっている動きは御存じですけれども、労働省としてはあと五年かかるという一応の目標を先ほど言っているわけですから、これができるかできないか、まだ問題ですけれども、あと五年かかる、こういう一面があり、もう一面では、いわゆる共済年金を二十年掛けて、五十五歳から六十歳に支給年齢を動かした始めたわけですね。またさらに、制度審の答申についても、制度審の建議を正しく理解していない、こういう指摘をしているわけですから、こういういろいろな状況の中で、いわゆる附則の中になぜ六十

五歳支給ということを書けなければならなかったのか、これが私たちは理解できない。だから、簡単に明瞭にその理由を述べていただきたい。○本喜政府委員 私ども、関係審議会に諮問いたしましたときには、ただいま先生から御指摘のございましたように、支給開始年齢の六十歳を二十年がかりで六十五歳にしたいというところで御審議を煩わしたわけでございします。その際も労働省と十分連絡をとりまして、労働省の方は昭和六十年に六十歳定年を一般化したいという方針を立て、また閣議決定もしておるわけでございします。昭和六十年に六十歳定年が一般化する。若干の余裕を見まして、六十三年に六十一歳にする。それから三年ずつ一歳ずつ引き上げていったらどうだろうかということ御提案を申し上げておつたわけでございします。

これもこういう形で審議会に御諮問申し上げておつたわけでございしますが、ただいま御指摘のございましたように、制度審議会は、国民年金、共済年金、それからまた厚生年金、それから提唱しておられます基本年金も含めまして、六十五歳にすべきだという御意見であつたわけでございしますけれども、もう少し雇用政策の具体化が要るのではないだろうか。また、官民格差の問題にももう少し突っ込んだ対応が要るのではないだろうか。そういうことがないままに六十五歳にするのは問題であるという御意見をいただいたわけでございします。

私どもといたしましては、そういう御意見を尊重いたしました。今回は支給開始年齢の引き上げを見送ることにいたしましたわけでございしますが、この問題につきましては、いま申し上げましたように、制度審議会は、各年金をそろえて六十五歳にしなければ日本の年金はだめだという御指摘をされており、また社会保険審議会も、六十五歳の問題というものは避けて通れないということを意見書で述べていただいているわけでございまして、私どもといたしましては、厚生年金を将来にわたつて安定した形に持つていくためには、ぜひともこ

の問題と取り組んでいかなければならないという意味で、訓示規定を入れさせていただいておるわけでございます。

○谷口委員 いまの説明を聞きますと、いわゆる社会保障制度審議会の中にも具体的に指摘がなされているわけですね。今回の諮問はこの建議の趣旨を正しく理解することなく、単に厚生年金支給開始年齢の六十五歳への引上げを提起しているにすぎない。したがって雇用政策はもとより、いわゆる官民格差の是正、早期支給制度、積立金の管理運用の改善などへの配慮が欠けている。また、その他の提案についても検討の不十分さがめだつた。このように明確に指摘されているわけです。その中であえて六十五歳の支給をなさつたいわゆる訓示規定について、あえてこれを取り上げていく、私はむしろこんなものは取り消さなければならぬ、削除しなければならぬ、これは私たちの考え方でありましても、これについて大臣、どのようにお考えですか。

○野呂国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、両審議会におきましても、年金財政の将来を考へる場合においては、六十五歳問題は避けて通れない問題である、こういうことが明確に指摘もされているわけでございします。したがって、私は年金財政の将来を安定させるためには、思ひ切つて保険料率を引き上げて、その負担をふやすか、あるいはそれにたえられないとするならば、支給開始年齢についても検討すべきである。いろいろな問題があると思ひます。しかしながら、それらは雇用問題等いろいろなものと絡みながら、国民の御選択をされるべきものでございまして、しかしながら六十五歳につきましては、次回の再計算期において真剣に取り組むべき課題である、こういう考え方のもとにその趣旨の規定を設けることにいたしましたわけでございします。

しかしながら、先ほど触れましたように、現段階においては具体的にどんなような措置を予定しているかということについては、決して具体的に

考へているわけではございませんが、次期再計算期においては、その趣旨を踏まえて、諸般の事情を経合的に勘案して、年金財政の安定のための処置を講ずべきである。こういう意味で、訓示という名前もそこから出てきておるわけでございします。この規定をいま直ちに排除するということがいかなものだろうか。われわれは将来の課題をここに提起しておる、こういうことで御理解を願いたいと思ふのであります。

○谷口委員 その答弁については私たちは納得できないものがたくさんあります。これははつきりとしたしておきます。非常に重大な問題ですから、私は大臣の再考を促しておきます。

それから、制度の問題についていろいろありますけれども、社会的経済的条件の変化に伴う問題としていま起こつておるのは、婦人の職場進出によるいわゆる被用者年金への加入とか、あるいは被用者の妻の国民年金の任意加入が挙げられているわけですね。このどの部分をどう見直すべきなのか、それについて所見を伺つておきたいと思ひます。

○本喜政府委員 これはなかなかやこしい問題で、簡単に御説明できないのでございしますけれども、御指摘のように、婦人のライフサイクルが変わつてまいりまして、若いときに勤めて、そのまますぐと勤められる方が多くなつてまいりましたし、一たん結婚して家庭に戻つて、子供が育つと再び職場につくという方もございしますし、また職場に復帰されない場合でも、国民年金に任意加入されるというふうなことでございまして、婦人の年金に対するかかり方が変わつてきたわけでございします。

端的には、サラリーマンの奥様が非常に多数国民年金に加入するといふようなことになつておるわけでございまして、この国民年金に対する妻の任意加入の問題をどういふふうにするかを初めといたしまして、婦人の年金制度における位置づけといふものを見直しませんと、年金が十分機能しない場合も出てまいりましょうし、また年金

が重複して費用負担が非常に大変になるという問題も出てくると思うわけでございまして、今後の年金の将来を決める場合の最重要問題というふう

に認識をいたしておるところでございます。

○谷口委員 時間がだんだん迫ってきたので、先に進みますけれども、いわゆる基礎年金構想について、その実施に当たってはいろいろな問題が挙がっているわけですが、やはり基礎年金構想の間で財政調整ということがやはり基礎年金構想を指す目的としてやっていかなければならぬと思

います。これは漸進的にやはり基礎年金構想を指す目的としてやっていかなければならぬと思

いますが、それもしくは徐々にできるところからやっていかなければならぬと思いますが、これに

対するプロセスはどのようにお考えですか。

○本暮政府委員 八つの制度がそれぞれ違った運営をしましておるわけでございまして。その中には国鉄共済のように非常に困っておるところも

ございまして、また、わりあい余裕のあるところもあるわけでございまして、国鉄共済一つとりま

しても、国鉄共済の運営が悪いから非常に財政的に困るということではない面もたくさんあるわけ

でございます。先輩を多く抱え、現役の人が合理化で少なくなるといって、少数の人が多くの先

輩を養うということは、国鉄共済の運営が悪いからということではないと思うのでござい

ます。

そういうように、各年金制度の努力ではなくて、社会経済的な情勢で年金制度が影響を受けて運

営に困難が生じるという面がございまして、そういう点は財政調整をするということが必要である

という基本懇の御指摘をいただいておりますので、

ございます。しかし、財政調整をいたします場合に、各制度が違ったままではなかなか納得がいただ

けないわけでございまして、先ほど先生から、各制度間の格差を是正するようにという御指摘が

ございましたけれども、やはり財政調整をやりま

す場合には、その前に各制度間の違いをなくしていくということが前提条件として必要だ

と思ひますので、そういう面から努力をしまして

りたいというふうに考えております。

○谷口委員 政府側にお願ひしますが、時間が迫ってきたから、しゃべりたいこともたくさんあ

るでしようけれども、簡潔にひとつお答え願ひいた

と思ひます。

今度の改正の中に、四十歳未満の子なし、まあ若妻で問題になりましたけれども、若妻に対して

年金を支給しなくなるわけですね。これは前に支

給しないということになっておったのを支給する

ようになつて、今回また支給しないこととなつた

んですね。これの経緯と、それからこの四十歳子

なしの若妻に支給しないということについて、ほ

かの年金との整合性、これをひとつ簡単明瞭にお

願ひしたい。

○本暮政府委員 今度の改正の重点の一つは、遺

族年金でございます。その遺族年金の改正に当た

りましては、関係審議会から、一律に遺族年金を

改正するのではなくて、お年寄りの未亡人とか子

供を抱えている未亡人に厚く改正をすべきであ

る、その一方、いままでも遺族年金が出ていた

場合でも、年齢とかそういうものを考慮して遺族の範

囲を見直すこともあつていいんじゃないかという

御意見をいただいております。そういう御意見に

沿ひまして、高齢の未亡人の場合、あるいは子

供のある未亡人の場合には、思い切つて遺族年

金の改善をさせていただいたわけではござい

ませんが、いま御指摘の四十歳未満で子供のな

い方には、年金を御遠慮いただくというようにこ

にいたしたわけでございまして、関係審議会の御

意見に沿つて、必要なところは厚くつけるし、ま

た比較的必要性の薄いところは御遠慮いただく

というような措置をとつた次第でござい

ます。

○谷口委員 私は、非常に不満であります。たと

えば、四十歳くらいで、なかなか仕事なんかある

ものじゃない、現実には、それはやはりよく踏ま

えてもらわなければ困ると思うんですね。これは、

しかし時間がなければ先に進みますけれども、加

給年金のところですが、「将来本格的な児童手当の

実現を妨げるものとなるので、再考を要する。」と

ありますね。これは大臣にお伺ひします。よろし

いですが、児童手当の関連。局長、時間の関係で

結構です。ちょっと待つて、大臣です。

私たちが社労部会であなたに要望した中にこれ

は入っております。本来ならば、児童手当という

ものは第三子から不足でも行われて、第二子、

第一子となるべきであつた。それを政府の怠慢に

よつてなさなかつた。そして今日、あなたの方の

間では、何だか影が薄い存在になつてきつた。こ

ういう問題を抱えながら、この加給年金のこと

ろで指摘されながら、なおかつこれをやつたこと

の真意はどうなんですか。これはけしからぬじゃ

ないですか。

○野呂国務大臣 児童手当の問題は、「将来本格的

な児童手当の実現を妨げるものとなるので、再考

を要する。」というようなことが指摘されており

ますが、ちよつとこの意味がわれわれはよくわから

ないのでございまして、二十一世紀のいわゆる人

口静止期を迎えるというようなくとも考慮しなが

ら、健全な子供をどう育てていくか、このことに

ついては、児童手当制度そのものについても十分

検討をし、前向きに取り組んでいかなければなら

ぬと私も考えておるのでございまして。いま直

ちに、それならばこれはこうするのだということ

をお答えできませんけれども、大事な問題として、

今後この制度はもつと前向きに考えなければなら

ない問題だということは、私も平素考えておる持

論でござい

ます。

○谷口委員 時間が迫つてきたので、局長、答弁

したいところもあるでしようけれども、場合に

よつて大臣にばかり聞くかもしれませ

ん。

厚生省の試算によりますと、昭和七十五年の時

点で、大抵老齢年金受給者が一人に対して厚生年

金の加入者は四人、共済年金は二・六人、こうい

うふうになつておるわけですね。共済組合が二十年

後に六十歳支給になると、いわゆる収支均衡する

というふうになるわけですね、厚生年金は

なせ六十五歳、その案でなければ困難だと判定し

たその理由をひとつ簡単に。あと一問ありますか

ら、早く答えてください。

○本暮政府委員 厚生年金の場合に、関係審議会

に御諮問を申し上げましたときには、六十五歳に

いたしたいということであつたわけでござい

ますが、六十五歳に仮にいたした場合に、しかも五年

置きに男子の保険料を千分の十八ずつ上げさせて

いただくということになりますと、昭和八十年

から八十五年の間にございまして赤字が発生するわ

けでござい

ますが、それまでは単年度の赤字を出

さずに済むというところでございまして、昭和八十

年以降はさらにまた別の手段を講じなければなら

ないのでござい

ますけれども、当面の財政の安定

は確保できるということ御提案をしたわけでござ

い

ます。

○谷口委員 保険料率に入りますけれども、男子

一〇・九％、女子が九・二％、坑内夫が一・二％、

大幅な負担増になりますね。厚生年金は現在黒字

財政であるし、これは急がなくていいという一つ

の理由を私たちは考えるわけです。それから、い

ま政府主導型の値上げが物すごいんですね。これ

は政府がみずから物価値上げをどんどんやって

いるように、公共料金がばんばん上がつていく。電

気だとかガスだとか、あるいは米とか、あるいは

酒、たばこ、それからきのうは米とかが手紙が

上がりました。こういう中で、一連の公共料金の

値上げがどんどん行われる中でこういう大幅な

率の引き上げは納得できないのですけれども、な

ぜそうしなければならぬのですか。

○本暮政府委員 厚生年金は、御指摘のように、

現在積立金もござい

まして、単年度赤字が出るという状況ではござ

いませ

ん。しかし、年金の性格から言ひまして、長期的に財政を見ていかなけれ

ばならないというところでございまして、そういう

面から言ひますと、先ほど来議論がござい

ましたけれども、完全積立主義をとつていくというこ

とあれば一番いいのでござい

まして、必要保険料の六割を取つていくことでござい

昭和五十五年四月二十四日

けれども、六十歳という現行に戻しましたので、その必要な保険料の六割も割りまして、五二%程度の保険料ということになるわけでございます。その分だけ後代の負担が重くなるわけでございまして、むしろ私も事務当局としましては、もう少し高目に保険料を設定したいというふうな思っております。また、ほかの料金と違ひまして、厚生年金の料金は、掛け金の比例しまして御本人の年金が決まってくるわけでございまして、ほかの料金とは性格が違うという面もあるかと思っております。

○谷口委員 大臣に伺いますけれども、いわゆる年金問題というのは、あなただつて年金を当てにしているはずでございますが、国民みんなひとしくこれは期待をし、非常に大きな望みをかけているわけですね。したがって、やはりこれは国民みんなの大きな関心であります。これがいわば改悪されるようなことがあつたら大変ですね。国の責任においてどんな内容の充実を図らなければいかぬし、やはり各制度間の格差もなくし、整合性を持たせなければいかぬ。

こういう問題について、大臣は、どのようなこれから展望、決意をお持ちですか。

○野呂国務大臣 年金制度が、制度の成熟化に伴ひまして給付費がふえてまいります。その財政的な安定もやはり考えながら、しかしそれがためにはどういう方法をとるかということについては、やはり国民の御理解を得られるものでなければならぬ。やはり国民の合意ということが、福祉行政における最大の基本的条件ではないだろうかというふうに私は考えるわけでございます。したがって、分立する制度間の不均衡あるいは格差問題については、いろいろな機関を挙げて検討し、また政府といたしましても関係関係懇談会を設けまして、ここで今後十分に練つてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○谷口委員 最後に、関連がありますのでお伺いしておきますが、前回も大臣にお聞きしました。いわゆる予算作成の場合、大蔵大臣からいわば一札

とられましたね。あの一札とられた問題は将来の問題としてきわめて重大です。この前私はあなたのかと言つたら、あなたはしないとおつしやつた。しかし、私は信用できない。大蔵大臣が一本とつたつもりでいるんだからあなたが幾らがんばつたつて——なかなかむずかしい面はあるでしょう。しかし、あなたのおつしやつた拘束しないという意気込みは、私、国民は大きな希望をつないだと思ふ。だから、あなたはひとつ力を発揮して、むしろあなたの最後の仕事と思つて、本当の話が、全力を挙げてこれは立ち向かわなければならぬと私は思いますが、再度あの覚書を破棄し、堂々と主張する決意を聞いて、私は質問を終わりたいと思ひます。

○野呂国務大臣 いわゆる覚書なるものと申しますのは、あれには覚書ということが示してございせん。私は一つのメモであると思ひます。しかも、そのメモの内容につきましては財政当局の責任者である大蔵大臣と私の間に、党三役がそこに立ち会つて、お互いに今後の問題についてどういふふうな考えていけばいいかということについての認識を確認したという程度のことでありまして、したがつて、これは五十六年の将来において必ずしも拘束するものではないという現状認識、将来の展望に立つて国民の期待にこたえていくような福祉行政、厚生行政をむしろ積極的に展開すべきであるというふうな考えておるのでありまして、大蔵大臣も一本とつたとは考えていないと私は自信を持ってお答え申し上げる次第でございます。

○谷口委員 時間が来たやうでやめますが、いまの決意は私は非常によかつたと思ひます。しかし、大臣、いつも言うやうに、言うばかりではだめですぞ。来年度の予算編成を見た上であなたのおつしやつたことが真実なのか、あれは表面だけ言つて任期間過ごせばいいんだという、そういう気持ちではないと思ふけれども、そういう気持ちでばつぱつとやっていったら来年度がこわいす

よ。よろしうございませうか。しつかりとひとつ実現を期してやっていただきたい。

時間が来ましたが、以上で終わります。

○葉梨委員長 次に、梅田勝君。

○梅田委員 私は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして若干質問を申し上げます。

今回の改正案におきましては、各種年金の給付改善と、厚生年金におきましては寡婦加算の引き上げ、国民年金の母子年金におきましては母子加算を新しくつくる、あるいは児童扶養手当、特別児童手当、福祉手当の給付改善、こういった一定の改善が見られるわけですが、同時に、先ほど来議論になつておりますように、今回の改正案におきまして第四十六条、いわゆる老齢年金の支給開始年齢に関する訓示規定という問題、それから二つ目は、大幅な保険料が予定されている。これは厚生年金におきましては男子千分の十八ということでありまして、これは半々にいたしまして月収の〇・九%ということになるわけでありまして、わが党の党費でも一%でありますから、これは労働者の負担におきまして、現在でも相当高いのにならぬということになるわけでありまして、相当問題である。それから、国民年金の場合でも、夫婦いたしますと月九千円ということになる。また、段階的にこれは引き上げていくわけでありまして、非常に負担が重くなるわけでありまして、それから三つ目に、これまた今回の大きな問題になつております四十歳未満の子なし妻に對します遺族手当の打ち切りがある。これらの三つの問題は、私たち共産党・革新共同にとりましてどういふ認めることのできない重大な改悪というふうに考えております。したがつてわが党としていきたいと思います、まずこの点の削除、修正を要求するわけのこの考え、また多くの方々が要望されております修正要求についてどのように対処しようとなされておるか、お伺いしたいわけでありまして、あわせて、後申し上げていきたいわけでありま

すが、なお給付の改善があるとはいへ、もつと現行法の改善が必要であらうというふうに思ふわけでありまして。たとえば、現行の遺族年金であります、これは非常に低いと思うのです。基本年金の五割というのをもう少し上げられないかどうかという点をお伺いしたいわけでありまして、また障害年金につきましても、これまで後で申し上げましたが、相当改善すべき点があるんじゃないか。それから、保険料につきましても、将来だんだん保険料を上げていかなければならぬという数理上の予測もあるという点を考慮いたしますと、現行の労使負担割合を改善していく必要があるんじゃないか、こういった要求を同時にしてまいりたいと思ひます。

まず、最初に厚生大臣に御答弁賜りたいのは、いろいろ新聞等でも健康保険改悪がらみで厚生年金につきましても一部修正もあり得るんじゃないかという巷間伝えられている話もございまして、そういう問題とは切り離して、まず厚生年金の改正について、この改正案の中に含まれている三つの問題点について修正すべきじゃないか、これについてまず大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○野呂国務大臣 いま御指摘のありました訓示規定の問題、あるいは保険料率の引き上げの問題、あるいは子なし若妻の遺族年金の問題等々が指摘されて、これに対して修正を要求するが、それに対して厚生大臣はどう考えるか、こういうことでございます。

いろいろ議論は承つておるわけでございます。現在それぞれこの国会審議の場を通して議論をされ、御指摘を受けておるわけでございます。しかし、修正権は国会自体の問題でございまして、政府はこのことがよりいゝものだという認識の上に予算を計上し、同時にそれに伴つて厚生年金法の一部改正を提案させていただいておるわけでございまして。どうぞ議論のあるところは、いろいろ国会としての修正をされるかされないかは国会自体の問題でございまして。厚生省がその要求に対していいのか悪いのかということをおし上げるよう

な立場ではございません。どうぞ御議論は御議論として私どもは承りたい、かように考えるわけでございます。

○梅田委員 政府を構成している自民党の中でいろいろ修正してはどうかというような意見も出るような時代でありますから、もう少し柔軟な態度で検討していただきたいと思うわけでありまして、そこで、もう少し訓示規定の問題に立ち入って

お伺いしたいわけでございますけれども、これは最初明確に、六十五歳へ段階的に支給開始年齢を引き上げるといふように法律用語的に言われますが、私どもは感覚的にこれを繰り下げになるといふように受け取るものであります。これは猛反対があつて一応引つ込めて、老齢年金の支給資格年齢につきましては、この法律の施行後に初めて行われる厚生年金保険の財政再計算の時期に、所要の改正措置が講ぜられるものとする、こういう訓示規定ということになったようでありまして、私は問題は二つあると思うのです。

一つは、先般も労働大臣に対する質疑の中で明らかにされましたように、現在六十歳定年制ということを進捗しておるようでございますが、五十五歳以上の求人倍率というものは〇・二七倍であり、年の行った人たちの就職戦線というものはきわめて厳しい、高齢者に対する雇用対策というものはきわめて貧困だということは天下周知の事実であります。そういう時期に、さらに支給開始をおく

らせるということは絶対にあつてはならないと思うわけでありまして、それから、いま一つの問題は、多くの年金加入者は、この制度自体が、厚生年金の場合には戦前からずっと続いておるわけでございます、相当の歳月を経ているという中で、厚生年金の老齢年金は六十歳になったらもらえるのだというイメージで老後生活設計というものが組み立てられてきたと思うのです。ところが、もしこれが制度改悪されますと、非常に計画が狂うわけでありまして、受け取り得べき利益というものが受け取れない、それまでの人は受け取つておつたということであ

りますから、そういう点では歴然たる差が出てくるわけでありまして、われわれは、法を変更します場合には、国民の生活秩序を不安定にしてはならない、いわゆる既得権不侵害の原則というものを基づいて立法をしていかねばならぬ、このように思うのであります。従来そういう体系を変えていくということは重大な問題だと思つております。

その二つの点からいいますと、いわば今日の国民の生活に対する、社会保障というものの対する考え方を大きく崩すことになるという点で、これは絶対にあつてはならない、このように理解するものであります。いかがでしょうか。

○木暮政府委員 まず、第一の問題でございますが、現在の高齢の方々の雇用状況は非常に厳しいものであることは、私どもも承知しておるわけでございます。関係審議会に六十歳から六十五歳に支給年齢を繰り延べることを御諮問いたしましたときにも、労働省と十分連絡をとりまして、現在直ちに六十五歳にするということではなく、昭和六十一年に六十歳定年を一般化するという労働省の行政方針が閣議決定になっておるものですから、その六十歳定年が実現をいたします昭和六十一年から三年余裕を見まして、昭和六十三年に六十一歳にする、その後三年ずつ一歳繰り上げていくということを考えてわけでございます。労働省も、六十歳定年を一般化した後も、定年の延長とか再雇用とか、そういうことを含めまして高齢者の就業確保に努力をしていこうということでございます。

いましましたので、各審議会に御諮問をした次第でございます。いまして、現在の高齢者をめぐる雇用条件の厳しさを踏まえながら、将来の見通しを立てながら御諮問を申し上げたつもりでございます。

それからまた、既得権の問題でございますけれども、年金の場合には、既得権、期待権のかたまりのような制度でございますので、これにつきましては十分配慮していかねばならないわけでございます。

(委員長退席、山崎(拓)委員長代理着席)

各審議会に御諮問申し上げました案でも、既得権は手をつけたいという案でございます。現在すでに支給しておられる方が六十五歳未満である場合には支給を停止するというのは考えておられます。既得権はそのまま尊重していくということでございます。期待権につきましても、もう五十九歳になつて来六十五歳で年金をもらえるという方は、それなりの生活設計を立てておられるわけでございます。そういう国民の生活設計を十分配慮しながら、二十年の猶予期間を置いて年齢を上げていったらどうかというふうに考えたわけでございます。その点につきましても十分な配慮はして御諮問申し上げたつもりではあるわけでございます。

ただ、各審議会でも、雇用の問題とか官民格差の問題の詰めが足りないんじゃないかという御指摘を受けましたので、今回はそれを見送りまして、今後の課題ということで、訓示規定を置かせていただいております。

○梅田委員 既得権をそのように分けて考えられるということにつきましては、私は問題があるのかと思ひますが、いづれにいたしまして、審議会も、現在の厳しい雇用情勢等を考慮して無理であると判断しておるのですから、私は、この訓示規定につきましては本改正案から撤回すべきだということを重ねて申し上げて、次の問題に移つてみたいと思ひます。

次は、インフレ減価の問題をお伺いしたいと思ひます。

先ほど来、これも議論になっておりましたが、こういう保険制度、年金制度というものが安定的に進みます前提といたしましては、経済情勢がこれまた安定をしていなければならぬ、これは当然のことであると思うわけでありまして、ところが、現実インフレが進行いたしました。貨幣価値が下落しているという状況のもとにおきましては、絶えず給付の内容も変えていかねばならぬといふこともあつて、また積立金のインフレに伴います下落、目減りが非常に激しくなるということ

になりますと、一体この損失をだれが補償するかという問題が当然出てくる。財政運営ができないから結局保険料を上げてくれ、給付をこのように切り下げたいということでは、これは契約して入つておられるわけですから、これは契約したでありますから、いやおうなしに入つておられるわけですから、政府の失政によつてそういう事態がもたらされたということになりますと、加入者はこれは承知ならぬということになつて当然だと思ふのです。

そこで、先ほど来お伺いしております、昭和三十六年からは九兆一千三百六十億円の目減りがあつたということでございますが、もっと長い目で見て、ここ三十年の間にどの程度目減りしたかということについて、調査した資料がございましたらお示し願ひたいと思ひます。

○木暮政府委員 ただいま手元にございましてのは、昭和三十六年以降の数字でございます。もしそれでよろしければ説明させていただきますと思ひます。

○梅田委員 それは先ほど伺ひましたから、さらに質問する必要はないのですが、少なくとも戦後経済が比較的安定に入つたという昭和二十五年、ここからことしまでの三十年間の推移というものをはかりこの際見直してみることが必要ではないかと思ひます。

私どもの一つの試算がございまして、大臣さんくください。昭和五十年を一〇〇といたしまして計算をしてみますと、現行の二十三兆余りの積立金が、もしインフレがなければ、物価上昇がなければ、価値として三十六兆五千六百十四億円の値打ちがあるはずだ。差し引きいたしますと十三兆一千三百七十九億円のインフレ減価が起つておるということになるわけでございます。これは大変重大な数字になるわけでありまして、同様に、このような状態で今後三十年間を予測した場合、一体どうなるか。われわれの計算では約八十一兆円の目減りが発生するということになるのであります。将来予測は、インフレ等についてどのよ

うに計算するかによって違つてまいりますが、一体こういう問題について厚生省としてはどのように考えておられるか、ちよつと端的にお伺いしたいと思ひます。

○木暮政府委員 物価上昇がずっとあることは事実でございますが、その分だけ年金の積立金は目減りをするわけでございますが、一方では、先ほども申し上げましたように、資金運用部に積立金は預託をしてあるわけでございまして、預託金利というものは手に入るわけでございまして、それで、通常は物価上昇率よりも預託金利が高うございまして、目減りということではなく、少しずつ実質価値を増していくということなんです。例のオイルショックの後の物価騰貴が非常に高うございまして、預託金利を大幅に上回りまして、現在、物価の鎮静と同時にその目減りを取り返しつつあるということでございます。ただ、御指摘の点は、今後の年金財政に非常に大切な問題でございます。年金の積立金につきましても、その確実な運用につきましても今後とも配慮していかねばならないというふうに思つておるわけでございます。

○梅田委員 預託をして、いわゆる資金運用をしたその金額というものはだれが生み出したかというのを考えてみますと、ずっと回り回つて考えていきますと、結局労働者の剰余価値が変化した形態というのが経済理論なんです。だから、いわば労働者にとっては共食ひみたいなものであつて、そんなものは、積み立てるわけですから、当然そういうふうでふえていくのはあたりまえなんです。それを前提にして年金制度というものを考えていく。しかし、物価上昇、政府のインフレ政策によって起こつた損失につきましても、これは別個の問題ですね。性質の違う問題、それを一緒にして考えて差し引きするというのは、考え方としては正しくないということを申し上げておきたいのです。

そこでちよつと、厚生省の方からいただきますし

たあなたの方の目減り額試算というので、最近七年間のものがございまして。これは運用利回りの差を計算されたものでございまして。これは確かにいふまでもない。狂乱物価のときには一兆二千四百五十億円の目減りがした。非常にえげつない目減りが起こつたわけですが、最近では、御承知のように、金利が高いものですから、プラスが出ておるといふことでありますけれども、この七年間を合計した金額を見ましても一兆三千七百十四億円の目減りですね。これは間違いありません。

○木暮政府委員 そういうことになると思ひます。

○梅田委員 この上の値上げをやりました場合にどれほどの増収というのか、どれだけ新たに取立立てるといふことになりませんか。

○木暮政府委員 厚生年金につきましては、保険料率の引き上げと標準報酬の上下限の改正を含めまして、八千二百七十二億の増収でございます。

○梅田委員 この七年間を見ましても、この上の値上げはなくてもいいということに単純計算でいくと私は思ふのです。もういままでインフレでそれだけ損しているのですから、この責任は政府がとらなければいけません。だから、その分は当然値上げをやめてもあたりまえだということに労働者は言うだろうと思ふのです。

私はそういう点で、こういった問題につきましても、やはりインフレを起こしている政府の責任というものをとつとて深刻に考えて対策を講じていただきたいと思います。労働者の立場から実感的に見ますと、たとえば労災保険の場合には、物価スライドじゃなくて賃金スライドで見直していただきます。年金たる保険給付額の改定に用いるべき率という労働者の告示の資料によりますと、昭和二十五年の時点と今日の比較、これは二十倍になっているのです。私どもの試算の計算はそこまでは行つてないわけです。昭和二十五年の

場合は五・六倍ぐらいになっているわけですね。だから政府統計の取り方がいろいろ問題にされておりますけれども、いわゆる物価上昇率というものは労働者のはだ身に感ずる実感としてはほんとにない。もつと上がつておるがなと思ふのです。賃金の方はいわば二十倍に算定されている。これは政府自身がおつくりになっているスライド率です。だから、私も試算いたしましたインフレ減価というものは実態としてはまだまだ低い。最低限で見積もつたものでありますから、本当に労働者としてはこの厚生年金の制度、仕組みというのが政府の間違った施策によって重大な損害をこうむるということにつきましても徹底的に究明していく必要があるだろうと思ふわけであります。そういう点では今後改善していくということにいたしまして、この議論はいつまでたつてもなかなか並行で、皆さんも、はい、そうですね。認めにならぬわけでありまして、しかし、重大な問題としてとめておいていただきまして、次の問題に移らしていただきたいと思ひます。

次は、障害年金の問題であります。これは具体的事例がございまして、厚生年金の事後重症の期限を五年を限つておりますが、これは実態から見れば撤廃すべきではないかというところでございまして。いろいろ具体的事例があるわけでありまして、たとえば難病の場合でございますが、これはもうほとんど五年の制限にひつかかつてしまつておる。最初は内部疾患ということで治療を受けておるわけでございまして、実際に障害になつて動けなくなるといふのは、五年を過ぎて六年、七年という状態になつてそういう状況になる。ところが、もう期限切れで認めていただけない、認定の基礎になりますのは初診日ですね。最初に診察を受けたのはいつかということから始まる。遅く進行する障害的な病気でありまして場合にはなかなか救済できないということになるわけでありまして。いろいろな病気がございまして、たとえばある人の場合でございますが、膠原病で昭和三十六年に発病した。そして、三十八年に治療をいたしました。

で、四十一年に働けなくなつた。そして、申請したところが、四十五年に申請は却下されたというやうなことでありまして、非常に問題があるわけでございます。慢性肝炎でありますとか、あるいは慢性腎炎の場合でありますとか、全身性エリテマトーデス、パーキンソン、こういった傷病につきましてもそういう傾向があるわけでありまして。それから、リウマチの実態調査を、リウマチ友の会が昭和五十四年の三月から四月にかけましていたしましたところ、回答者が四千三百七十七人、その中で障害年金を受給したという人は六百五十九人で、わずか一五・五％なんです。障害福祉年金をもらつてゐる方は五百二十三人で二・二％であるということ、かなりの人が年金受給対象になつて得る障害を持つておるのに、実際は発病して五年を経過しているということでもらえないわけですね。これは大変矛盾があると思ふのです。目の病気の場合でも、緑内障の場合なんかでも進行が非常に遅いわけですね。相当時間がたつてから障害者になる。こういう点を考えますと、これはどうしても改善する必要があるんじゃないかというふうに思ふわけでございまして。

それから、こういう者が社会保険審査官に審査を要求いたしましたいろいろな係争になつてゐるわけでございまして、非常に気の毒な例もあるわけなんです。却下だということではよくの手段に來ておりますのは長野県中野市で起こつた事例でありますけれども、浅沼和子さんという人の場合、この人の場合も、実際は症状を見ておられますと「両腕が動かなくなり仕事が出来ない、毎日床につききりで、家の中を歩くこと、たまに庭に出る程度。」という症状が書いてございまして。そして、介護が必要である。お医者さんに行きます場合でも、お父さんや家族の三人がかりで行くというやうな状態があるわけでございます。しかし、この人の場合でも昭和四十九年四月に最初の診断を受けているわけですね。それから、申請は五十四年七月三十日にされたので、要するに五年は経過しているということになっておるわけでございまして、

昭和五十三年十二月に身体障害者の一級の認定を受けられておられるにもかかわらず、ちょうど四年目に身体障害者の認定を受けておられるにもかかわらず、この方は申請がおくれたということでは、時効にかかっておるんだということでは受けられない。私は非常に問題があると思うのです。

ですから、事後重症の場合には五年の期限を撤廃すべきじゃないかというように思うのであります。いかがですか。

○本署政府委員 厚生年金の廃疾認定でございますが、被用者年金というたてまえからいたしまして、廃疾状態になりましたときに障害年金を出します。昭和三十九年度の改正以前は廃疾認定日でもう勝負をしまつたわけでございますが、事後重症という制度をそのときに導入をいたしましたわけではございません、五年の期間を見ればおむねいいのではないかと、当時共済もそういう制度でございまして、制度としてはこういう形で妥当ではないかと思っております。昭和三十九年度の改正以前は年金保険部長から御答弁申し上げます。

○持永政府委員 事後重症の關係でございますけれども、特に先生御指摘のような難病の場合には、障害の取り扱いといたしまして現状の障害だけじゃなく、いま先生御指摘になりましたようなその後の状態も十分考慮して認定の取り扱いをしておるつもりでございます。また、認定で、その時点では該当しない場合でも、その病状の経過におきまして社会的な治療が見られる場合、そういう場合には病状が悪化したときに再度診療を受けるということもございまして、その場合には再度診療を受けた日をもって初診日として扱うことになつております。

○梅田委員 先生御指摘ございました具体的なケースについては、少し調べさせていただきますかと思ひます。

に、進行が遅い病気があるんですね。だから、これは難病ということ、厚生省も大変むずかしい病気だということ、でわざわざ対策を講じておられるわけですから、年金支給の場合にも思い切つて改善をすべきじゃないかというように思うのです。これは大臣、思い切つてやられたらいいか。

○本署政府委員 事後重症制度というのは、五十一一年に、そういう実情もございまして取り入れたわけでございます。一般のケースの場合は大体うまいこと思つてございまして、また、認定の問題につきましても先ほど部長が御答弁申し上げましたように、しゃくし定規でなくやつては、まずでございますが、いままた御提案の事例等もよく見せていただきまして検討させていただきます。

○梅田委員 個々事例の場合は、この方は審査を出されておられますから、さらに慎重にやつていただきたいと思つております。昭和三十九年度の最中にこの方は身障者一級認定がなされて本場に動けないという実態があるんですね。厚生省当局として法律を解釈する場合には、いろいろ規則をつくつておられますが、その根本的な精神というものは正義に基づいて救済するという原則でやつていただかないと、だれが見てもこの人の場合には、前にも医療機関にかかつていて、そして途中で認定があるし、事後におきましても医療機関はちゃんと認定しているんですね。ところが、肝心のその時期に医療機関でないところ、いわゆる整備医で診てもらつていたところ、いわば難癖をつけておられる。私は、これは法律運用におきましていささか硬直しているんじゃないかと思つております。時効の問題につきましても、昭和四十二年の四月にそれから通達が出されております。年金たる保険給付を受ける権利の時効消滅の防止について、この中におきましても、できる限り弾力的な運用を図れという趣旨が書かれてあります。そして「基本権の消滅時効が進行する旨を関係者に周知徹底されたい」ということで、時

効にならぬようにしないかということで関係者に周知徹底を義務づけておられるにもかかわらず、この方はそういう手続を知らなかったということ。す。まことに考えられぬような事態が起こつておる。ですから、私は障害者であることの認定を前後の時期において明確に判定できるような場合には、これは法律の基本精神を体して弾力的にやつていただきたい、再度要望したいのであります。いかがですか。

○持永政府委員 先ほど申し上げましたように、御指摘のケースは十分調べさせていただきます。問題というものはちよつと性格が違う問題でございます。その点はひとつ御理解いただきたいと思います。

それから、事後重症のそういった難病の方の扱いにつきましては、先ほど局長から申し上げましたが、できるだけ私どもの方も全体の症状を見ながら、経過を見ながら認定をしていきたいというふうな考えでございます。

○梅田委員 時間が参つたようでございますが、あと一問だけ質問して終わりたいと思つております。

今回の保険料の引き上げというものは非常に重大でございます。私は、そういう点で最初にも申し上げましたように、労使負担の割合を三対七とせよ、従来から申し上げておつたわけでございますが、この際そういう方向で打ち出していくべきではないかというのが一点。

それから、もう一つは、国民年金の保険料につきまして、低所得者層に非常に過大になるんじゃないかと思つております。これは調査された資料で、強制加入世帯所得調べがございまして、これで見ますと二百万円以下の世帯におきましては全体の七七・八％ということで非常に大きいわけ。だから、圧倒的に低い所得層だ。百四十万円以下が六一・六％になる。そこへ持つてきて今度は夫婦で月九千円、毎年値上げしている。これは大変痛いわけですね。そういう点におきま

しては、所得の低い人に対する対策というものを考えていく必要があるんじゃないか。そういう点で、所得比例制の導入というものを考えておられるのかどうか、それらの点をお伺いいたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○本署政府委員 厚生年金の保険料労使折半でございますが、これは健康保険等の類似の社会保険制度もそういうことになっておりますので、各制度共通の問題でございますので慎重に取り扱わなければならない、またその際、中小企業の事業主の負担能力ということも考慮していかなければならない問題だということも思つております。

それから、国民年金の保険料でございますが、所得比例制を導入するという問題は私どもも非常に大きな問題だと思つておりました。ただいま御指摘のございまして、低所得の方々が多いことも事実でございます。また、五十三年に行いました世論調査では、それにもかかわらず四、五千円までがばつていくという方が多いということもあるわけでございます。

そこで、所得比例制を将来考えていかなければならないわけでございますが、一つは、所得の把握の仕方ということに技術的な問題点がございまして、被用者年金の場合には事業主のところで給与がチェックできますので所得比例制を、現にそうでございますけれども、やれるわけでございますが、国民年金のように非常にいろいろな職業なり所得状況の方の所得をどうとらえるかということが一つの問題でございます。それからまた、端的に申し上げまして、所得に応じて保険料を低くする場合には、社会保険制度でございますので給付の方にも響かせなければならぬということもございまして、いろいろ検討課題がございまして、この問題は国民年金の将来の一つの大きな課題だと思ひますので、十分研究をさせていただきますかと思ひます。

○梅田委員 議論は尽きないと思ひますけれども、時間がございませんで、以上で終わります。

○山崎(拓)委員長代理 次に、米沢隆君。

昭和五十五年四月二十四日

○米沢委員 先ほど来各党がやつておられまして、私は最後になりましたので重複する部分があるかもしれませんが御容赦をいただき、御質問にしたいと思います。

御承知のとおり、大臣、今回は健保修正をめぐりまして社労委の日程調整が難航いたしました。やつと本日、年金法案の質疑に入つたわけでありますが、本来、健保と年金は別物の法律でありまして、年金では年金の整合性を求める、年金法案は年金でその整合性を求めるというのが本当の姿ではないかと私たちは考えます。しかるに、どうもあなた方は年金法案を取引材料に使つていらつしやる、これは大変遺憾だと思います。これは国会のことだから御答弁はできない、そうおつしやるかもしれませんが、私たちは健保につきましても真剣に、よりよい修正に向けて努力しておるわけでありまして、こういう取引に使われるということは大変不愉快、見方によつては冒瀆である、そう考へておるわけであります。

大臣、個人的結構でありますから、この点をどう考へておられるのか、御質問いたします。

○野呂国務大臣 私どもといたしましては、健保法と年金法とを絡ませるというような考へ方は決して持つていないのであります。どこまでも別個の問題でございます。健保法案は重要な法案でございます。また今国会においても先議案件でございます。また健保法の審議を促進させていただきたい、ぜひとも成立をさせていただきたいと考えておるわけでございます。したがって、政府といたしましては健保法案も年金法案も、両法案の御承認をぜひとも願ひたい、かように考へておるわけでございます。

○米沢委員 まあ社労の理事会等では、先ほども質問がありましたが、年金の修正等も応じる用意がある、だましかどうかわかりませんが、これも国会の問題でありますからどう大臣の方からは答弁できないと思ひますけれども、精力的に修正についても詰めていきますから、ぜひ前向

きに受けとめていただきたい、このことをまず期待いたします。

それから、私たちはかねてより年金制度全般にわたり抜本改正をしなければならぬ、抜本改正に取り組むべきであるということを強く主張しております。特にナショナルミマム年金の確立、制度間格差、不均衡の是正、婦人の年金権の確立等々、基本問題を早急に結論を得べきだと思つておるわけでありまして、今回の提案にはこれらの点について全然触れられておりません。問題の性格にもよりまますけれども、今回は改正案作成の段階でどれぐらい当局でこういう問題について検討がなされたのか、何かめどを持つて検討が進められていくのか、それとも行き当たりばつたりでないと解決できないのか、この点をまず局長に御答弁をいただきたい。

○木暮政府委員 厚生年金、国民年金につきまして、昭和五十一年に財政再計算を伴う大改正をいたしましたわけでございます。しかし、その次の改正にあたりましては、基本的な問題に触れなければ年金制度の前進ということはむずかしいという判断をいたしました。昭和五十一年の五月に年金問題の権威の方々、学者の方、労働組合の代表の方、あるいは事業主の代表の方も含めまして委員になつていただき、基本懇をつくりまして、三年にわたる御審議を賜つておつたわけでございます。その中間には非常に分厚いレポートも出していただき、昨年の四月に最終報告をいただいたわけでございます。また一方、制度審議会におかれまして、五十一年度の改正というものは高齢化社会を迎える大切な改正であるということでいろいろ御議論をいただきまして、基本年金構想を中核とする御意見をいただいたわけでございます。さらに、厚生省の社会保険審議会でも、基本懇のようなものをつくつて審議すべきだというのが社会保険審議会の御意見にもあつたことなのでございます。が、社会保険審議会自体も並行して勉強会をしていただきました、各審議会あるいは基本懇がそれぞれ数十回の会議を重ねまして、将来の年金のあり

り方につきまして御議論をいただき、御意見を賜つたのでございます。

しかし、現実には、大きな問題でございます。基礎年金あるいは婦人の年金問題につきまして、必ずしも統一的な意見が得られませんが、今回はこの基礎年金等を改正案に盛り込むことができなかったわけでございます。

基礎年金につきましては、そのねらいとすると、これは、ただいま御指摘のございましたように、八つの制度に分かれておる年金、さらに福祉年金を含めまして、ナショナルミマムというものを機能として持たせるといふことが一つの御指摘でもございます。それからまた基礎年金というものは一般財源から入れるということであらば、それぞれの制度の年金財政の安定化に資する面もあるのではないかと、いろいろなメトリットのある御提案であるわけでございますけれども、一方ではこの基礎年金の財源をどうするかというところが大きな問題でございます。制度審議会も基礎年金では付加価値税を導入するということをお提案されておつたわけでございますが、増税問題につきましては、御案内のような経過でなかなかそれにつきましても見通しがつかないというふうな財源の問題、さらには基礎年金と既存の年金制度との橋渡しに非常に技術的にむずかしい点があるというふうなことがございまして、今回は手をつけることができなかったわけでございます。

また、婦人の年金権につきましても非常に多くの時間をかけて御議論をいただいたわけでございます。その中心になりますのは、被用者の妻の国民年金任意加入制度をどうするかということでございます。いまのまの任意加入制度で置いておくというところはいろいろな面で弊害が出てくるというところでございます。

二つの意見が出されまして、一つの議論は、この妻の任意加入制度をやめようという御提案でございます。これは制度審議会がそういう御意見を述べられておるわけでございます。また、もう一つの御意見は、もう七百万人を超える方が加入しておるわけでございますので、廃止ということではまたこういう方々の期待を裏切るということになりますので、むしろ強制加入に踏み切るべきではないかという御意見がありまして、この間、非常に時間をかけて御議論いただいたのでございますが、結論を得るに至らなかったわけでございます。

結論が出なかつた理由につきまして申し上げますと、この婦人の任意加入の制度をやめようという場合には、いままで掛けた保険料に見合う年金給付はしなければならぬであらう。掛け金はお金はそのまゝ国民年金の方でいただくというわけにも当然いかないわけでございます。そういたしますと、七百万人を超える方がいままで保険料を掛け、それに見合う年金を出すということになりますと、当然スライドをするというふうなことも必要でございます。そのスライド財源等を後に残つた国民年金の人たちが負担するのは、そうでなくとも国民年金の保険料は高くなるという見通しがあるところでございまして、非常にむずかしいのではなからうか。

一方、婦人の任意加入制度を強制に踏み切ります場合には、ただいまは厚生年金が世帯単位でもって被保険者をとらえておるわけでございます。夫に老齢年金を出し、夫が亡くなつた場合にはその妻に遺族年金が出るという形でございまして、被用者の妻は全部国民年金に強制加入するというところで、厚生年金の方の遺族年金の取り扱いをどういうふうにかゝるか、さらに進みますと、厚生年金というものを個人年金にすりかへるという必要まで出てくるわけでございます。これにもいろいろ大きな問題があるというふうなことで、十分御議論いただいたのでございますが、結論が出なかつた次第でございます。官民格差につきましてもいろいろの点で御指摘があるわけでございますが、まず共済組合のあり方というものにつきまして徹底した分析、研究が要るのではないかと、この点につきま

しては、本年大蔵省を中心といたしまして、共済組合を所管する各官庁が共同いたしまして、学識経験者の方をお願いして分析をしていただけたということが決まっておりますし、また内閣の方では、共済組合所管の各大臣と厚生大臣が官房長官を座長にいたしまして閣僚懇談会をつくって、随時この問題につきまして推進をしていくということになっておるわけでございます。

以上のような状況でございます。基礎年金、官民格差の問題、婦人の年金権につきましては、根本的な改正は今回の案に盛り込むことができなかったわけでございますけれども、今後ともすべからぬ年金の重要な問題でございますので、できるだけの努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○米沢委員 基礎年金の問題とか、婦人年金権の確立とか、制度の格差は正、不均衡の是正等々は、確かに御説明いただきましたようにむずかしい問題を含んでおる。それを重々承知しながらいろいろと審議をされておられるわけでありまして、どうも老人医療の制度と同じで、幾ら議論をされても結論が出ない。結果的には再諮問をして、またどうなるかわからない、どうもそういう感じがしてならぬわけですね。社会保障審議会の答申でも、今度の厚生年金についての諮問の答申を見ましても、政府においても検討を早く進めろというような要請までついております。やはりどこかで決断をしないと、あちがこう言うておる、こちらがこう言うておる、したがって、まとまりませんでは、厚生省の役目は果たし得ない。そういう意味で、老人医療の問題と同じように、ある程度めどを決めて決断を示されて、いつ幾日までをめどに置いてやりたいというような答申が出されてしかるべきだ。次の財政再計算期には支給年齢は何かやろうという話でありますけれども、少なくとも婦人の年金権問題とか基礎年金構想等々、一歩前に踏み出すことを次期財政再計算期までにやるという約束をしてほしいと私は思うのです。そうでないとこの問題はするする行つて、逆に特に被用者の

妻の国民年金なんというのはほったらかしておきますとどんな矛盾を拡大するだけですよ。そういう意味で、ある程度早く結論を出されて、少なくとも次の計算期には何らかの改正案を出すという約束をしてほしい、そう思うのですか。どうですか。

○本署政府委員 おっしゃるとおり、次の財政再計算期に当たつての課題であるというふうに私も考えております。

○米沢委員 それから、もう一つ、婦人の年金権に關連しまして、高年齢で離婚された婦人の年金権喪失問題、これはやる気があればそんなにむずかしい問題ではないのです。これはどうなっておりますか。

○本署政府委員 離婚された場合の年金の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、被用者の妻につきましては現在任意加入の制度がございまして、七百万円を超える方が利用されておるといふことでございまして、かなり問題の相が違つてきておるとは思ひますけれども、高年齢で国民年金の任意加入をしていなかったという場合につきましましてはほとんど年金権に結びつかないか、仮に結びつくにしても非常に少額の年金になつてしまふということでございます。

離婚の妻の取り扱いも、婦人の年金権の問題の大きな課題であるわけですが、先ほどどくどく申し上げました任意加入の制度の処理がつかまされぬものでしたので、離婚妻の手当てが今回ではできなかったというところでございます。

○米沢委員 この問題は、おっしゃるやうに、被用者の妻の国民年金の加入率が大変高い問題は、高年齢で年金に入れない、入つたとしても期間を満たさない、そういう人をどう扱うかということでございます。余りストレートに關連させて議論されとちよつと足を引っ張られる感じがします。關連させると、わけてもその可能性があると私は思います。その点前向きに議論されて、少なくとも来年ぐらには改正案を出していただきたい。

それから、今度年金法案に關連しまして問題になりましたのは、予算委員会を初めとして再々議論になつております六十五歳への引き上げの問題、これは結局今回は法律案から削除されて、訓示規定という形でその問題が投げかけられておるわけでありまして、この文章の解釈がいろいろ予算委員会でも議論がありましたけれども、いまだにいろいろな解釈がなされて、それがゆゑに憶測やら心配が非常にとりざたされて、どうも年金の議論にとつては非常に不幸なことであるというふうに私は感ずるわけでございます。

この訓示規定を読む限り、見方によつたら次の再計算期に、四、五年後だと思ひますが、同様のものが再提案されて、当初の改正案に盛り込んだ六十五歳引き上げというものが、昭和六十三年に六十一歳、昭和七十五年に六十五歳が実現する、こういう可能性もあるわけですね。ただ時期がずれるだけ。今回は見合はしたけれども、次の機会に提案されたならば、いま提案されておるのと同じものがそのままストレートに実現される、そういう可能性もあるわけですね。あるいはまた、もう少し柔軟に対応をされた案が出てくるかもしれない。そういう意味では、見方によつて、必ずしも六十五歳になるぞという人もおれば、そのあたり柔軟に考えられる余地もあるのだとか、いろいろ議論があつて進まないわけですね。

そういう意味で、再々これは問題を取り上げられておりまして恐縮でありますけれども、厚生大臣、この訓示規定に織り込まれた真意というものを再度明確にしたいので、それを再確認させていただきたいと思ひます。

○野呂国務大臣 先ほどのお話の中で、当初の改正案にあつたのを今度改正したということでありまして、当初は今度が当初でございます。ただ、審議会に、私どもは考へ方として、長期にわたる年金財政を安定させるためには支給開始年齢を六十五歳におくとして、二十年という段階的な進め方で行きたいという意見を諮問した諮問案でございます。法律そのものの改正案は六十五歳を盛り

り込んでいないということでございます。さて、いろいろ解釈、訓示規定でございますが、訓示規定というのは正式な法律用語かどうか私もよくわかりませんが、いわゆる訓示規定というもののつきましては、たびたび申し上げておりますとおり、将来の高齢化社会を見通しました場合に、支給開始年齢の問題は避けて通れない問題で、両審議会においてもすでに御指摘になつておるわけでございます。したがって、その方面に対する認識も共通しておると思ひますので、次期財政再計算期において真刻に取り組むべき課題であるという趣旨の規定を設けたわけでございます。

したがって、いまの段階において六十五歳の問題を次期再計算期に出すのだという段階を決めておるわけのものではないのでございます。その時点におけるいろいろ雇用の問題、公的年金制度の格差などの問題に十分有機的な連係を保ちながら、その時点でお考えがあるだろうし、また政府としてもその時点の判断に従つてやりたいものだということでございます。したがって、次期再計算期に六十五歳問題を再びそのまゝの形で出すんですという約束を約するに申し上げておる規定でも何でもないのでございます。今後ともこれらのいろいろな情勢判断は十分にその時点ですべきである、こういうことでございます。

○米沢委員 理解をいたしました。しかしながら、年金の財政が将来にわたつて大変問題がある、したがつて次の財政再計算期におきましては必ずこの問題が提案されるやうな方向に進むのではなからうかと私たちは考へております。それは将来のことですから、そういう意味でわれわれも検討するにはやぶさかではありません。高年齢者の雇用対策の確立、あるいは制度間格差の是正、あるいは定年と年金支給開始年齢とを何とか連結させたいものだ、そういう問題がある程度解消される、少なくともその時点において、近い段階で解決されるであらうという見込みが立たない限り、支給開始年齢というものは、どうもこの問題

を横に置いてはなじまない問題である、そういうふうなわれわれは理解をしたいと思います、政府もそのあたりの周辺の問題を片づけるためにぜひ精力的に努力をしていただきたい。そのことが解決されるのが少なくとも前提にならなければならぬと思うのでありますけれども、これも再確認の意味で厚生大臣の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○野呂国務大臣 支給開始年齢引き上げの前提条件として、たとえば雇用の問題あるいは格差是正ということをお答えは私ではできないと思ひます。しかし、その時点において十分判断をして、将来の年金財政の安定化に向かつて、やはり国民的広場の中で検討される問題であるというところでございます。御指摘のようないろいろ各関係の問題と十分関連を持って検討をされるべき問題であるというふうな思つておるわけでございませう。支給開始年齢だけが独立するということは、これは当然避けるべき問題だと考えております。○米沢委員 それから、やはりその前提として問題になりましたのが、先ほどから言つております格差の是正です。これもまた予算委員会を通じてほとんど毎日出てきたと言つてもいいぐらいに格差の是正の問題が出てまいりました。私たちは、やはり特に官民格差については、それぞれ制度のつくられた経緯等がありますから少々違いは認めるものの、やはり制度的に格差がある、そしてまた解消しなければならぬ格差がある、そういうふうなわれわれは考えておるわけでございませう。

たとえば、これは予算委員会でも大臣に申し上げましたように、給付水準の差、支給開始年齢の差、給付の算定方式の差、再就職した場合の支給制限、つまり在職年金の問題、この四つの問題は、程度の差はあれ、やはり官民格差であることには間違いない。このあたりを是正しない限りそう簡単に支給年齢をさあ上げまいというふうなことは、単なる厚生年金の財政だけの整合性を求めようというふうなことは、ちよつとなり得ない問題であ

る、われわれはそう理解をするわけです。ところが、何か言葉じりをつかまえるようで大変恐縮であります、野呂厚生大臣が自民党の恩給制度調査会会長を、いまされておるかどうかわかりませんが、されておるときに、朝日新聞に投稿されておるわけですね、「論壇」というところに、タイトルは「年金の官民格差論に反論する」、加入期間や質の違いを無視だ、こう書いて、るるその理由が述べられておるわけです。

これを読みますと、答弁の中では、官民格差というものがあつて、そのものも解消しなければならぬというふうなニュアンスの答弁がある聞かされてきましたけれども、このときの立場の差もありましたけれども、これを読む限り、余り官民格差なんかない、そんなこと言ふのがおかしいというもので買かれておるわけです。たとえば「年金の官民格差論」は、共済年金制度の歴史的沿革やその本質をえりみず、「官」と「民」と同じであるべきだという前提に立っている。私は恩給制度の経緯はわかつたとしても、いまの時代は官と民はできるだけ同じであるべきだと思ふのであります。この前提から、ちよつと大臣、あなたの見解を聞きたいと思ふのです。官と民と違ふなければいかぬのですか。

○野呂国務大臣 朝日新聞に投稿いたしましたのは、当時恩給制度調査会の立場に立つて私の考えを寸評の形で述べたわけでございませう、御指摘のとおり、私は官民格差については、お話にありますが、給付の水準あるいは支給開始年齢の差、それから給付算定方式にも格差があり、あるいは再就職した場合における支給制限という問題におきましても格差がある、格差はありますが、その格差のとらえ方をいろいろ慎重に考えなければならぬのだという意味でございませう。少なくとも共済年金というものは、言うならば公務員であつた場合におきましては、公務員制度の一翼を担うべく正しい位置づけが必要である、こういう意味でございませう。制度が違ひ、それぞれ沿革を持つておるわけですから、平面的にただこの問題が出

ておるではないかということだけの比較では、私は格差という問題のとらえ方は問題ではないだらうか、やはりその制度が成立してきた理由、そしてまたその沿革などを判断しながら、格差はあるが、そのとらえ方としては、どういふことが官民格差なのかということを実際に考えるべきだ、ただ平面的な比較だけが格差ではないのだ、したがつて、今後の格差の問題につきましても、政府が一体となりましてこの格差をどのようになくしていくかという今後の方向は、私は公務員は公務員としての沿革の上に立ち、公務員制度の一翼を担うべき正しい位置づけの上に考えられるべきものだといふことを主張したつもりでございませう。

○米沢委員 官と民が同じであるべきだという前提に立つておるからいろいろと官民格差論が起き、その理由に、「第一は、年金制度の加入期間という大事な要素をどうみるか」といふ問題だ、同時に「年金制度をつくつた考え方の違いを無視してこの二点を主張されておるわけだ」といふことも、確かにその論は整然と並んでおりますけれども、まあ共済年金の方は加入期間が長い、厚生年金は短い。それをたとえば三十年なら三十年に統一してみても、御承知のとおり、大体二〇％ぐらい共済年金の方が高いわけですね。これはやっぱり加入期間を同じにとつたならば給付水準に違いがあることは事実ですね。加入期間を見たら、おっしゃつても、加入期間を同一にしたら、二割か十割か高い。これはやっぱり格差だと私は思ふのであります。どうですか、大臣。

○本郷政府委員 御指摘の点でございませう、ただいま支給されております厚生年金と共済年金を比較いたしますと、全体では六割も共済年金の方が高いといふことがあるわけでございませう、加入期間によつてそういう問題が出ていふということでもあるわけでございませう。

の方が一〇五というような指数でございませう。それから、二十五年で見ました場合に、厚生年金が一〇〇で共済年金は一三三ということにございませう。三十年で見ますと、厚生年金が一〇〇に対して共済年金が一八、三十五年で見ますと、厚生年金が一〇〇に対して二一・一というふうな結果が出ておりました、御指摘のとおりであるわけでございませう、この差をどういふふうに見るか。学者の中には企業年金部分が共済にはあるというふうに見るべきだといふ方もございませう、また、加入期間が長い方は恩給期間を長く含んでいふという面があるのではないかといふような見方をされる方もあるわけでございませう。

いづれにしても、その辺が明確でないわけでございませう、先ほど申し上げました、大蔵省を中心とした共済組合所管の官庁が共同しまして、学識経験者の方に研究をしていただくというふうな段取りをとつておるわけでございませう。○米沢委員 それから、これは大事な問題ですけれども、二年金制度をつくつた考え方の違いを無視しているという論の中に、「厚生年金は、老後の所得を保障するという社会保障の考え方からつくられた制度である。年金額の計算に当たつても、なるべく現役時代の給料の差を老後の年金の差に持ち込まないよう配慮されている。」おっしゃる通りです。

（山崎拓）委員長代理退席、委員長着席
ところが、「これに対して共済年金は、公務員という特別な職務上の制約、たとえば、労働基本権の制限、私企業からの分離、保守義務などに対する配慮から、その制約を長く受けていた者ほど有利な年金が受けられるようにつくられていふ。」こんなふうな述べられておられるわけでありませう、そんなに公務員の方はいろいろ労働基本権等制約されておるから高い年金でいいなという議論にはならない。労働基本権の制約を踏みにじる人もたくさんおるわけだ。そして、しかし、そう言ひながらも、「共済年金は公務員制度の一環である、もともと「官吏制度に、より密着する年金制

度が、かつての恩給であるが、恩給は、わが国において明治の長い沿革があり、国家に対する忠実な職務遂行に対する見返りとしてつくられていたから、官吏などの身分保障として、退職時の役職や給与が、その者の年金額に大きく影響する制度であった。したがって、恩給があり、その恩給は公務員制度の一環であるという、こういう論法ですね。

私は、たとえば恩給というものが共済年金に統合される段階で、恩給でもらった皆さんの既得権は保障しよう、それも共済年金という形で既得権を保障しよう、思想まで引き継いだはずはないと私は思うのですよ。どうなんですか、大臣。

○野呂国務大臣 一つの当時の私の考え方としては、いまでも私は、共済年金の中で、すべてとは申しませんが、かつて国家公務員であられた方々の老後を保障する場合において、単に民と官との格差を平面的に一律にその現象面だけを指摘して、これを官民格差としてとらえることにおいてはやはり問題があるのではないかと。制度間の今日までの過程、制度における沿革などを十分検討しながら、共済年金は共済年金自体としての解決策を求めていくべきではないかというふうな考え方も持つておるわけでございます。これはいろいろ議論のあるところだと私も十分理解をいたしておるわけでございます。今後公的年金制度全般にわたって、単に共済年金だけの問題ではないし、また共済年金それ自体の中における今後の問題点というものを十分究明しなければならぬ、そういう今日の事態ではないかというふうな考えておるわけでございます。

○米沢委員 当時恩給制度調査会長でありますから、こんなことも言わなければならぬ立場はわかります。しかしながら、大臣はもう現在の段階では国民の厚生大臣であるわけですから、官民格差は正というのにはまさに国民の声、そういう意味では、恩給を守りたいという気持ちはやまやまでしょうけれども、そのあたりは踏み越えて、

新しい気持ちで官民格差は正のために立ち上がっていただきたい、このことを私は要望いたします。

それから次は、細かな話に入りますが、たとえば現在老齢年金の支給の平均水準は約八万六千円ぐらい、これが今度十万ぐらいになるというような推定がなされておりますけれども、実際今回の改正によつて平均実支払額は一体どれぐらいになるというふうな考えておられるのか。いま十萬円年金の到来だと華々しく言われておるのでありますが、果たして十萬円もらえる人が実際どれだけの割合を占めるのか、そのあたりをちよつと説明してほしい。

○本郷政府委員 現在、御指摘のように、平均の年金額は八万五千円でございますが、今度の改正をいたしますと平均が十萬円になるというふうに見込んでおります。ただいま手元にある資料は改正前でございますが、改正前ですと昭和五十四年九月の新規裁定者の方々の五八%が十萬円以上になっておるわけでございまして、今度の改正によつて平均が十萬円になるということは確実な見通しでございます。

○米沢委員 それから、遺族年金の改善ですね。今回は率の引き上げでなくて、寡婦加算の引上げという方法で遺族年金の給付改善をなさつておられます。これには妻の任意加入の問題とか、あるいは年金額の低い人が得をするような傾斜配分だとか、あるいは最低保障額が圧倒的に多いんだからこのあたりが救われるというような皆さんの説明がありますけれども、基本的には遺族年金は給付率、そのあたりをいじつていかないと本当の遺族年金の水準アップにならない。確かに率をいじりますと、いろいろな制度にわたつてまた率の引き上げがやってきましたから大変大きな問題を含んでおりますけれども、寡婦加算の引き上げというよりも、実質的にはわずかでもいいから年金そのものの水準を上げていく、そういう方向で今度は検討されたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○本郷政府委員 私、御説明申し上げたいことを全部言われてしまいましたが、先ほど来御指摘の婦人の任意加入の制度等の整理をつけて、率でもつて遺族年金をやるような方向で検討してまいりたいと思つております。

○米沢委員 これも細かい問題ですが、保険料の問題ですね。いま提案されている中には一・八%の料率の引き上げがある。その中には給付改善の分が含まれておるわけですね。聞きたいのは、この給付改善の分がどれぐらいなのか。一・八%上げられても実際の必要保険料率には達していない、こういう議論なんですけれども、そのあたりを数字を入れてちよつと詳しく説明してほしいと思うのです。

○竹内説明員 お答え申し上げます。どこからどこまでを給付の引き上げと言うか非常にむづかしいのでありますけれども、標準報酬の再評価分といたしまして千分の八、定額単価をスライド以降引き上げる分として千分の三、遺族年金の改正等、これは寡婦加算でございますけれども、それで千分の五程度あります。そのほか、前回の計算以後におきます死亡率の改善で必要保険料は千分の二十ぐらゐ増加しておりますし、被保険者が前回の計算のときに予定しておりました程度に伸びませんということで千分の十一ぐらゐの保険料の増加が出ております。

○米沢委員 後代負担の比率ですが、五十一年の改正のときには必要保険料との対比を大体六割程度、こう決められたというふうな聞いておるわけでありまして、この思想というものはこれからずっと続くのですか。

○本郷政府委員 昭和五十一年度の改正のときには必要保険料の六割の修正をかけて御提案をいたしたわけでございます。今回も関係審議会に御諮問を申し上げました段階では、支給開始年齢を六十五歳に繰り延べるということを前提といたしまして必要保険料の六〇%をいたしたということで男子千分の百九というところで御諮問申し上げたわけでございますが、現実には六十五歳の改正は見送りにいたしましたわけでございます。しかし、保険

料は据え置きにいたしましたので、必要保険料の五二%というのがたゞいま御提案しているものでございます。私ども事務的な立場からいたしますと、成熟度が近づくにつれて修正度というのはむしろ低めなければならないというふうな思つておりますけれども、今回は六十五歳の問題が絡みまゝして修正度を逆に強めるような御提案になっておるわけでございます。

○米沢委員 時間が来ましたからやめたいと思いますが、最後に、確かに六十五歳を引つ込められたんですから、それを前提にした所要保険料の決定、それも全額ではないということで年金財政の厳しさはよくわかりますけれども、保険料が一挙に上がるということは大変問題でありますから、少なくとも段階的に上げるような方法論をとつていただくとか、そのあたりの問題を修正の問題として今後提案をしていきたいと思ひますし、例の四十歳若妻の問題についても実際そんな人がどれぐらゐいるものだろうか、制度の整合性を求める意味での提案みたいな気がするわけであります。それらもでき得ることならば引つ込めるようにお願いを申し上げます。

○葉梨委員長 次に、参議院提出の建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。参議院社会労働委員長久保亘君。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○久保参議院議員 ただいま議題となりました建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一

部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、ビルの増加に伴い、ビル所有者等の委託を受けて、ビルの清掃、空気環境の測定等ビル内の環境の衛生的管理を業とする者が増加しております。

この改正の趣旨は、これらの事業者について所定の人的、物的基準を充足していることを要件とする登録制度を設けること等により、これら事業者の資質の向上と事業従事者の技術、技能の向上を図るとともに、あわせてビルの所有者等業務委託者の利便に資そうとするものであります。

以下、この法律案の内容の概要を申し上げます。

第一に、建築物における清掃業、空気環境の測定業、飲料水の水質検査業、飲料水の貯水槽の清掃業、ネズミ、昆虫等の防除業または清掃、空気環境の測定及び日常の簡易な飲料水の検査をあわせて行う一般管理業を営んでいる者であつて、その設備及び従事者が厚生省令で定める基準に適合するものは、その営業所ごとに、都道府県知事の登録を受けることができることとするともに、登録を受けた者以外に登録を受けた旨の表示をしてはならないものとするとしております。

第二に、厚生大臣は、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録業者または登録業者の団体を社員とする社団法人を、登録事業の種類ごとに、その事業を全国的に行うものとして指定することができることとしております。

以上が、この法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○葉梨委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○葉梨委員長 本案に対しては質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○葉梨委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○葉梨委員長 この際、越智伊平君、森井忠良君、大橋敏雄君、浦井洋君及び米沢隆君から、本案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者からその趣旨の説明を聴取いたします。越智伊平君。

○越智(伊)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同及び民社党・国民連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 法改正の趣旨について十分な周知徹底を図り、登録の要件に従つて登録申請があればこれを公正に取り扱うこと。

二 登録基準を定めるについては、現在の清掃業等の営業の実態、技術水準等からみて、合理的で無理のない程度のものとするにとし、中小事業者に過大な負担を与えることとならないよう、十分配慮すること。

三 建築物清掃業の登録要件である従事者の資格については、中小事業者の実態にも十分配慮し、厚生大臣指定の短期講習会等の受講によつて平易に取得できるようにすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○葉梨委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

めます。

(賛成者起立)

○葉梨委員長 起立総員。よつて、本案については、越智伊平君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することと決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。野呂厚生大臣。

○野呂国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、厚生省といたしましては、その趣旨を尊重し、法の適正な運用に努めてまいれる所存であります。

○葉梨委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○葉梨委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○葉梨委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時三十七分散会

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(厚生年金保険法の一部改正)
第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	四五、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上
第三級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上
第五級	六〇、〇〇〇円	五四、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上
第七級	六八、〇〇〇円	五八、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
第九級	七六、〇〇〇円	六二、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上
第一級	八六、〇〇〇円	六六、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上
第三級	九八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第一級	八六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第三級	九八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
第一級	八六、〇〇〇円	八二、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上
第三級	九八、〇〇〇円	八六、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	八六、〇〇〇円以上
第一級	八六、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円以上
第三級	九八、〇〇〇円	九四、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上
第一級	八六、〇〇〇円	九八、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	九八、〇〇〇円以上
第三級	九八、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円以上
第一級	八六、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円以上
第三級	九八、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円以上
第四級	一〇四、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円以上

第一五級	一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第一六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第一七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第一八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第一九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二六級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第二七級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三〇級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第三一級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九〇、〇〇〇円未満
第三五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第五項中「七万二千円」を「十八万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第四十二条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者

が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたとき。

第四十二条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三条第五項中「七十歳に達した後においては」を「六十五歳に達したときは」に、「その者の請求により、七十歳」を「六十五歳」に、「その請求をした日の属する」を「六十五歳に達した」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 被保険者である受給権者が七十歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、七十歳に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十五条中、「又は被保険者の資格を取得したとき（六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。）」を削る。

第四十六条第一項を次のように改める。

老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、老齢年金の額（加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

第四十六条第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額（加給年金額を除く。）の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老

齢年金については、この限りでない。

第四十六条に次の二項を加える。

4 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつていない場合であつて、当該配偶者が老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

5 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつていない場合であつて、当該配偶者が他の公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第四十六条の三第一項に次の一号を加える。

四 第一号イからニまでのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

第四十六条の三第二項及び第三項を削る。

第四十六条の六を次のように改める。

（失権）

第四十六条の六 通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき又は老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第四十六条の七第一項及び第二項を次のように改める。

通算老齢年金は、受給権者である被保険者

2 通算老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する通算老齢年金については、この限りでない。

第五十四条に次の一項を加える。

第五十九条第二項本文中「維持したものとす

一 妻については、次のいずれかに該当する

口 被保険者又は被保険者であつた者の死

ハ別表第一に定める一級又は二級の廃疾

第五十九条第三項中「子とみなす」を「子と

みなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす」に改める。

第六十三条中第四項を第五項とし、第三項を

2 妻の有する遺族年金の受給権は、次の各号

一 第五十九条第一項第一号ロに規定する子

あるとき、及び妻が受給権を取得した時か

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の

礎となつてゐる子があるときを除く。

第八十一条第五項第一号中「千分の九十二」

二を一千分の七十七に改め、同項第四号由

に改め、同項第一号ただし書中「及び加入員」

二 老齡年金又は通算老齡年金の受給権者で

当該受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであつて、その年全

第三百三十一条第二項中「第四十六条の六第三

十六条の七第一項」を「第四十六条第一項若し

3 継続した十五年間における旧法による第三

第三種被保險者であつた期間とこの法律によ

の者の標準報酬等級が第一級から第二十級ま

項とする。

附則第二十八條の三第一項に次の一号を加え

第四條第一項の表を次のように改める。

に至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未

かに該当するに至つたとき。

案の六第一号から第三号までの規定に該当した

厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部

に改正する。

「厚生年金保険法第六十三条第一項及び第二

二条 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)

標準報酬		報酬額	
等級	月額	日額	報酬月額
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満

第五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二一級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二二級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二三級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二六級	一一六、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第二七級	一二二、〇〇〇円	四、一〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第二八級	一二八、〇〇〇円	四、二七〇円	一二八、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第二九級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四二、〇〇〇円未満
第三〇級	一四〇、〇〇〇円	四、七三〇円	一四二、〇〇〇円以上	一四九、〇〇〇円未満
第三一級	一四六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四九、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三二級	一五二、〇〇〇円	五、二七〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六二、〇〇〇円未満
第三三級	一五八、〇〇〇円	五、五三〇円	一六二、〇〇〇円以上	一六九、〇〇〇円未満
第三四級	一六四、〇〇〇円	五、八〇〇円	一六九、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三五級	一七〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八二、〇〇〇円未満
第三六級	一七六、〇〇〇円	六、二七〇円	一八二、〇〇〇円以上	一八九、〇〇〇円未満
第三七級	一八二、〇〇〇円	六、五三〇円	一八九、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三八級	一八八、〇〇〇円	六、七三〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇二、〇〇〇円未満
第三九級	一九四、〇〇〇円	七、〇〇〇円	二〇二、〇〇〇円以上	二〇九、〇〇〇円未満
第四〇級	二〇〇、〇〇〇円	七、二七〇円	二〇九、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円未満
第四一級	二〇六、〇〇〇円	七、五三〇円	二一五、〇〇〇円以上	二二二、〇〇〇円未満
第四二級	二一二、〇〇〇円	七、八〇〇円	二二二、〇〇〇円以上	二二八、〇〇〇円未満
第四三級	二一八、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二二八、〇〇〇円以上	二三五、〇〇〇円未満
第四四級	二二四、〇〇〇円	八、二七〇円	二三五、〇〇〇円以上	二四二、〇〇〇円未満
第四五級	二三〇、〇〇〇円	八、五三〇円	二四二、〇〇〇円以上	二四八、〇〇〇円未満
第四六級	二三六、〇〇〇円	八、七三〇円	二四八、〇〇〇円以上	二五五、〇〇〇円未満
第四七級	二四二、〇〇〇円	九、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円以上	二六二、〇〇〇円未満
第四八級	二四八、〇〇〇円	九、二七〇円	二六二、〇〇〇円以上	二六八、〇〇〇円未満
第四九級	二五四、〇〇〇円	九、五三〇円	二六八、〇〇〇円以上	二七五、〇〇〇円未満
第五〇級	二六〇、〇〇〇円	九、八〇〇円	二七五、〇〇〇円以上	二八二、〇〇〇円未満
第五一級	二六六、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二八二、〇〇〇円以上	二八八、〇〇〇円未満
第五二級	二七二、〇〇〇円	一〇、二七〇円	二八八、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満
第五三級	二七八、〇〇〇円	一〇、五三〇円	二九五、〇〇〇円以上	三〇二、〇〇〇円未満
第五四級	二八四、〇〇〇円	一〇、八〇〇円	三〇二、〇〇〇円以上	三〇八、〇〇〇円未満
第五五級	二九〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	三〇八、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円未満
第五六級	二九六、〇〇〇円	一一、二七〇円	三一五、〇〇〇円以上	三二二、〇〇〇円未満
第五七級	三〇二、〇〇〇円	一一、五三〇円	三二二、〇〇〇円以上	三二八、〇〇〇円未満
第五八級	三〇八、〇〇〇円	一一、八〇〇円	三二八、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満
第五九級	三一四、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上	三四二、〇〇〇円未満
第六〇級	三二〇、〇〇〇円	一二、二七〇円	三四二、〇〇〇円以上	三四八、〇〇〇円未満
第六一級	三二六、〇〇〇円	一二、五三〇円	三四八、〇〇〇円以上	三五五、〇〇〇円未満
第六二級	三三二、〇〇〇円	一二、八〇〇円	三五五、〇〇〇円以上	三六二、〇〇〇円未満
第六三級	三三八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	三六二、〇〇〇円以上	三六八、〇〇〇円未満
第六四級	三四四、〇〇〇円	一三、二七〇円	三六八、〇〇〇円以上	三七五、〇〇〇円未満
第六五級	三五〇、〇〇〇円	一三、五三〇円	三七五、〇〇〇円以上	三八二、〇〇〇円未満
第六六級	三五六、〇〇〇円	一三、八〇〇円	三八二、〇〇〇円以上	三八八、〇〇〇円未満
第六七級	三六二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	三八八、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第六八級	三六八、〇〇〇円	一四、二七〇円	三九五、〇〇〇円以上	三九二、〇〇〇円未満
第六九級	三七四、〇〇〇円	一四、五三〇円	三九二、〇〇〇円以上	三九八、〇〇〇円未満
第七〇級	三八〇、〇〇〇円	一四、八〇〇円	三九八、〇〇〇円以上	四〇五、〇〇〇円未満
第七一級	三八六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円以上	四一二、〇〇〇円未満
第七二級	三九二、〇〇〇円	一五、二七〇円	四一二、〇〇〇円以上	四一八、〇〇〇円未満
第七三級	三九八、〇〇〇円	一五、五三〇円	四一八、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第七四級	四〇四、〇〇〇円	一五、八〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四三二、〇〇〇円未満
第七五級	四一〇、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	四三二、〇〇〇円以上	四三八、〇〇〇円未満
第七六級	四一六、〇〇〇円	一六、二七〇円	四三八、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満
第七七級	四二二、〇〇〇円	一六、五三〇円	四四五、〇〇〇円以上	四五二、〇〇〇円未満
第七八級	四二八、〇〇〇円	一六、八〇〇円	四五二、〇〇〇円以上	四五八、〇〇〇円未満
第七九級	四三四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	四五八、〇〇〇円以上	四六五、〇〇〇円未満
第八〇級	四四〇、〇〇〇円	一七、二七〇円	四六五、〇〇〇円以上	四七二、〇〇〇円未満
第八一級	四四六、〇〇〇円	一七、五三〇円	四七二、〇〇〇円以上	四七八、〇〇〇円未満
第八二級	四五二、〇〇〇円	一七、八〇〇円	四七八、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第八三級	四五八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	四九二、〇〇〇円未満
第八四級	四六四、〇〇〇円	一八、二七〇円	四九二、〇〇〇円以上	四九八、〇〇〇円未満
第八五級	四七〇、〇〇〇円	一八、五三〇円	四九八、〇〇〇円以上	五〇五、〇〇〇円未満
第八六級	四七六、〇〇〇円	一八、八〇〇円	五〇五、〇〇〇円以上	五一二、〇〇〇円未満
第八七級	四八二、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	五一二、〇〇〇円以上	五一八、〇〇〇円未満
第八八級	四八八、〇〇〇円	一九、二七〇円	五一八、〇〇〇円以上	五二五、〇〇〇円未満
第八九級	四九四、〇〇〇円	一九、五三〇円	五二五、〇〇〇円以上	五三二、〇〇〇円未満
第九〇級	五〇〇、〇〇〇円	一九、八〇〇円	五三二、〇〇〇円以上	五三八、〇〇〇円未満
第九一級	五〇六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	五三八、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第九二級	五一二、〇〇〇円	二〇、二七〇円	五四五、〇〇〇円以上	五五二、〇〇〇円未満
第九三級	五一八、〇〇〇円	二〇、五三〇円	五五二、〇〇〇円以上	五五八、〇〇〇円未満
第九四級	五二四、〇〇〇円	二〇、八〇〇円	五五八、〇〇〇円以上	五六五、〇〇〇円未満
第九五級	五三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	五六五、〇〇〇円以上	五七二、〇〇〇円未満
第九六級	五三六、〇〇〇円	二一、二七〇円	五七二、〇〇〇円以上	五七八、〇〇〇円未満
第九七級	五四二、〇〇〇円	二一、五三〇円	五七八、〇〇〇円以上	五八五、〇〇〇円未満
第九八級	五四八、〇〇〇円	二一、八〇〇円	五八五、〇〇〇円以上	五九二、〇〇〇円未満
第九九級	五五四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円以上	五九八、〇〇〇円未満
第百級	五六〇、〇〇〇円	二二、二七〇円	五九八、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満

第三三級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九〇、〇〇〇円未満
第三五級	四〇〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九〇、〇〇〇円以上	四一〇、〇〇〇円未満
第三六級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四一〇、〇〇〇円以上	四三〇、〇〇〇円未満

第二十三条第二項各号を次のように改める。
 一 第五十条第一項第一号若ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ遺族年金ヲ支給スベキ場合又ハ通算遺族年金ヲ支給スベキ場合ニ於ケル四十歳未満ノ妻但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十八歳未満ノ子又ハハ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ子ト生計ヲ同ジクスル妻ヲ除ク
 二 十八歳以上ノ子又ハ孫
 三 六十歳未満ノ夫、父母又ハ祖父父母
 四 十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹
 第二十三条第三項中「第五十條第一項第四号」を「第五十條第一項第一号若ハ第四号」に改め、同条第四項中「看做ス」を「看做シ第二項第一号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ子ト生計ヲ同ジシタルモノト看做ス」に改める。
 第二十七條ノ二第三項中「第四号」を「第一号」に改める。
 第三十四條第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。
 第一項各号ノ一ニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラス其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス
 第三十五條第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「二万六千四百円」を「三万二千八百円」に、「二十九万七千円」を「三十六万九千円」に改める。
 第三十六條第一項中「七万二千円」を「十八万円」に、「二万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。
 第三十七條中「又ハ被保険者ト為リタルトキ（六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク）」を削る。
 第三十八條第一項を次のように改める。
 老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス担シ老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第十二級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額（第三十六條ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十二相当スル部分ニ限り支給ヲ停止ス
 第三十八條第二項中「第三十四條第三項」を「第三十四條第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。
 老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額（第三十六條ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以

昭和五十五年四月二十四日

害保険料率」を「 $\frac{1}{10}$ 千分ノ二十一トラ合算シタル率ニ災害保険料率」に改め、同項第四号中「 $\frac{1}{10}$ 千分ノ百六」を「 $\frac{1}{10}$ 千分ノ百二十八」に改める。

第六十条第一項中「(第五十九条)」を「 $\frac{1}{10}$ 千分

ノ十一トヲ合算シタル率（第五十九条）に改め
る。

別表第三ノ中三四、〇〇〇円を「六〇、〇〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「二二〇、

○○○円」に、「五二、八〇〇円」を「四四、
○○○円」に、「四、八〇〇円」を「二四、○○○

〇円」に改める。
(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 船員保險法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号）の一部を次のように改正

する。

附則第十六条第三項中「千六百五十円」を「二

千五十円」に改め、同条第四項第一号中「千六百五十円」を「二千五十円」に、「六十九万三千

円」を「八十六万千円」に改める。

附則第十七条第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ若しくは口のいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満で

ある間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当す

るに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標

進報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのい

ずれかに該当するに至つたとき。

附則第十七条中第二項及び第三項を削り、第

四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「船員保険法第

三十九条ノ四第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は同法による」を「死亡したと

き、又は船員保険法による老齡年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

〔昭和四十六年法律第七十二号〕の一部を次のように改正する。

附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める。

第六條 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正
第二十九年法律第七十七号の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「であつて六十五歳以上であるもの」を削り、「高齢受給権者」を「受給権者」に改める。

第三條第三項中「であつて六十五歳以上であるもの」を削り、「高齢受給権者」を「受給権者」に改める。

第三條の二第一項及び第四條第一項中「高齢受給権者」を「受給権者」に改める。

第十三條の二第一項中「厚生年金保険法による老齢年金の額の下に」(「加給年金額を除く。」)を加え、同項第一号中「第四十四條の二の規定により」の下に「計算した額(加給年金額を除く。)」を加え、同項第二号中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同条第二項中「と加給金の額との合算額」を削り、同項第一号中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同項第二号中「第四十四條の二の規定により」の下に「計算した額(加給年金額を除く。)」を加える。

第十四條の前の見出しを削り、同条及び第十五條を次のように改める。

第十四條及び第十五條 削除

第十六條第一項本文中「第二十四級」を「第二十級」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、受給権者が六十歳以上六十五歳未満であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間、又は受給権者が六十五歳以上であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である間、老齢年金の額(加

給金に相当する金額を除く。)につき厚生年金保険法第四十六條第一項又は第二項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に相当する部分に限り支給を停止する。

第十八條の見出しを「(老齢年金の調整)」に改める。

第十九條第一項中「及び第三十七條」を削る。

第十九條の三第一項中「第二十二級」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を「若である」に改め、「第三十九條ノ五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第二十四級」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を「若である」に改め、「第四十六條の七第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十條第一項中「第四十六條第二項」を「第四十六條第一項」に、「第三十八條第二項」を「第三十八條第一項」に、「第五十四條」を「第五十四條第一項若しくは第二項」に改める。

第二十五條の二及び第二十六條中「三十九万六千円」を「五千万六千円」に改める。
(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中「改正後の」を削る。

附則第七條第一項中「改正後の」を削り、「同条第一項第一号イ」を「同条第一号イ」に改める。

附則第八條第一項中「改正後の」を削り、「第四十六條の三第一項」を「第四十六條の三」に、「同項」を「同条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者であつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、第一項と同様とする。

者期間を満たしていない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、同項と同様とする。

附則第十條中「改正後の」を削る。

附則第十三條第一項中「改正後の」を削り、「同条第一項第一号イ」を「同条第一号イ」に改める。

附則第十四條第一項中「改正後の」を削り、「第三十九條ノ二第一項」を「第三十九條ノ二」に、「同項」を「同条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者であつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、第一項と同様とする。

(国民年金法の一部改正)

第八條 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第六号中「附則第四十六項」を「附則第四十五項」に改め、同条第五項中「

第四十九條の規定を除き」を削る。
第十八條の二中「年金給付」を「給付」に改める。
第十八條の三中「第五十二條の二」を「第五十二條の二第一項」に改める。
第二十七條第一項中「千三百円」を「千六百八十円」に改める。
第三十三條第一項ただし書、同条第二項及び第三十八條中「三十九万六千円」を「五千万六千円」に改める。
第三十九條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。
第三十九條の次に次の一条を加える。
第三十九條の二 第三十八條又は前条第一項の母子年金の額には、当該夫の死亡について公的年金給付であつて政令で定めるものを受けることができる者がいないときは、十八万円を加算する。
2 前項に規定する加算を行うべき事由が生じ又は当該事由が消滅した場合における母子年金の額の改定は、当該事由が生じ又は当該事由が消滅した日の属する月の翌月から行う。
第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 第三十九條の二第一項の規定によりその額が加算された母子年金は、その受給権者が老齢、退職又は廃疾を支給事由とする公的年金給付であつて政令で定めるもの(その全額につき支給を停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。
第四十一條に次の一項を加える。
4 母子年金は、前二項に規定する支給を停止すべき事由のいずれにも該当するときは、その間、前二項の規定にかかわらず、第三十九條の二第一項の規定により加算する額と母子

一 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により母子年金又は準母子年金を受けることができる者があるとき。

十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで

八・四〇	八・六四
------	------

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	七・八三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	六・六三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	五・八九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	五・三一
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	四・八一
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	四・五五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	三・九七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	三・七八
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	三・三二
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	二・六五
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	二・三九
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	一・七一
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	一・四四
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・一三
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・〇五

附則第十條第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万六千円」を「四万五千円」に改め、同條第三項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附則第十二條第二項中「千三百円」を「千六百八十円」に、「千九百五十円」を「二千五百二十円」に改める。
附則第十四條中「六百五十円」を「八百四十円」に改める。

附則第二十條第二項を次のように改める。
2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七條第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。

附則第二十二條第一項中「昭和五十年年度」を「昭和五十四年度」に改める。
附則第二十二條の二を削る。

（厚生年金保険法の一部改正）
第十一條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る。
第六十二條の二第一項第一号中「六万円」を「十二万円」に、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

第六十五條の次に次の一條を加える。
第六十五條の二 遺族年金は、その受給権者である妻が第六十二條の二第一項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に該当する場合を除く）であつて、他の公的年金各法に基づき年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額に

つき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、同條の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。
附則第十六條第二項中「及び第六十二條の二に定める」を「第六十二條の二及び第六十五條の二に定める」に改め、「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る。

（船員保険法の一部改正）
第十二條 船員保険法の一部を次のように改正する。
第二十三條ノ七第四項中「第五十條ノ三ノ二ノ規定に依り加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る。
第五十條ノ三ノ二第一号中「六万円」を「十二万円」に、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同條第二号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

第五十條ノ七ノ二の次に次の一條を加える。
第五十條ノ七ノ三 遺族年金ハ其ノ支給ヲ受クル妻ガ第五十條ノ三ノ二各号ノ一ニ該當スル場合（同項但書ニ該當スル場合ヲ除ク）ニ於テ他ノ公的年金各法ニ基キ年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齡、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル給付デ政令ヲ以テ定ムルモノ（其ノ全額ニ付其ノ支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク）ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間同條ノ規定ニ依リ加給スル額ニ相當スル部分ノ支給ヲ停止ス。

（児童扶養手当法の一部改正）
第十三條 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八號）の一部を次のように改正する。
第五條中「二万六千円」を「二万八千円」に、「二万八千円」を「三万三千円」に、「四百円」を「二千円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）
第十四條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四號）の一部を

次のように改正する。
第四條中「二万円」を「二万五千円」に、「三万円」を「三万二千三百円」に改める。
第十八條中「八千円」を「八千七百五十円」に改める。

附則
（施行期日）
第一條 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條から第七條までの規定、第十條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二號。以下「法律第九十二號」という。）附則第三條、附則第五條、附則第八條、附則第十條及び附則第十二條の改正規定並びに附則第二十二條の二を削る改正規定に限る）、次條から附則第二十六條までの規定、附則第三十九條の規定及び附則第四十一條から附則第四十七條までの規定 昭和五十五年六月一日
- 二 第八條の規定（国民年金法第五條、第十八條の二、第十八條の三、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條、第五十二條の二、第五十二條の六及び第七十七條第一項第一号の改正に限る）、第九條の規定、第十條の規定（前号に規定する改正規定を除く）及び附則第二十七條第一項の規定 昭和五十五年七月一日
- 三 第八條の規定（前号に規定する改正規定及び国民年金法第八十七條第三項の改正規定を除く）、第十一條から第十四條までの規定、附則第二十七條第二項の規定、附則第二十八條の規定、附則第三十條から附則第三十八條までの規定及び附則第四十條の規定 昭和五十五年八月一日
- 四 第八條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第二十九條の規定 昭和五十六年四月一日

(第一類の施行に伴う経過措置等)

第二条 昭和五十五年五月以前月の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十五年六月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年五月の標準報酬月額が四万二千円以下である者又は三十二万円である者(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が三十三万円未満である者を除く。)の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額(その者が健康保険の被保険者であるときは、その者の同月における健康保険法(大正十一年法律第七十号)による標準報酬の基礎となつた報酬月額)を第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改正された標準報酬額は、昭和五十五年六月から同年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が四万五千円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和五十五年六月以後の標準報酬額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第四条 昭和五十五年六月一日において現に第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに對しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第五条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、六十五歳以

上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一条の規定による改正後の同法第四十三条第五項(同法第四十六条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第六条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一条の規定による改正後の同法第四十三条第六項(同法第四十六条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第七条 昭和五十五年五月三十一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)の支給を受けることができる者に限る。)の当該老齢年金又は障害年金については、第一条の規定による改正後の同法第四十六条第四項(第一条の規定による改正後の同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千円を控除して得た額に相当する部分」とする。

第八条 昭和五十五年五月三十一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)の支給を受けることができる者に限る。)の当該老齢年金又は障害年金については、第一条の規定による改正後の同法第四十六条第四項(第一条の規定による改正後の同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千円を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第一条の規定による改正後の同法第四十六条第五項(第一条の規定による改正後の同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。)の支給を受けることができる者に限る。の当該老齢年金又は障害年金については、第一条の規定による改正後の同法第四十六条第五項中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千円を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第九条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であ

り、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法第四十六条の三第一号イから二までのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに對しては、同条の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第十条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十三条第二項(同法第六十八条の六において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十五年五月三十一日において現に同法による遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金又は通算遺族年金については、適用しない。

第十一条 次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、第一条の規定による改正後の同法第八十一条第五項第二号中「千分の九十二」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、「千分の六十二」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十六年六月から昭和五十七年五月までの月分	千分の九十三	千分の六十四
昭和五十七年六月から昭和五十八年五月までの月分	千分の九十四	千分の六十五
昭和五十八年六月から昭和五十九年五月までの月分	千分の九十五	千分の六十六
昭和五十九年六月以後の月分	千分の九十六	千分の六十七

2 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項第二号に定める第二種被保険者の保険料率は、昭和六十年六月以後において、同項第一号に定める第一種被保険者の保険料率に達するまで、法律で定めるところにより、段階的に引き上げられるものとする。

第十二条 昭和五十五年六月一日において現に継続した十五年間における旧厚生年金保険法(昭和

は、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第十三条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法附則第二十八条の第三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第十四条 昭和五十五年五月三十一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法の一部を改正する法律附則第十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置)

第十五条 昭和五十五年五月以前に月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第十六条 標準報酬月額が四万五千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和五十五年六月以後の標準報酬月額は、同法第四十七条の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第十七条 昭和五十五年五月三十一日において現に船員保険法第五十条第一項第一号の規定による遺族年金の支給を受けることができる遺族の当該遺族年金については、第三条の規定による

改正後の同法第二十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十八条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに規定する被保険者であつた期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものに対しては、第三条の規定による改正後の同法第三十四条第三項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第十九条 昭和五十五年五月三十一日において現に船員保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金を除く。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については、第三条の規定による改正後の同法第三十八条第四項（第三条の規定による改正後の同法第四十四条ノ三第四項において準用する場合を含む。）中「加給すべき金額ニ相当スル部分」とあるのは、

「加給すべき金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第二十条 昭和五十五年五月三十一日において現に船員保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六条第一項又は第四十一条

ノ二第二項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第三条の規定による改正後の同法第三十八条第五項（第三条の規定による改正後の同法第四十四条ノ三第四項において準用する場合を含む。）以下の条において同じ。）に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については、第三条の規定による改正後の同法第三十八条第五項中「加給すべき金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給すべき金額ヨリ七万二千円を控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第二十一条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第三条の規定による改正後の同法第三十八条ノ二第二項（同法第三十九条ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第二十三条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第三条の規定による改正後の同法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものに対しては、同条の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

(第四条の規定の施行に伴う経過措置)

第二十四条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第四条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

(第七条の規定の施行に伴う経過措置)

第二十五条 昭和五十五年六月一日において現に第七條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第八條第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに対しては、第一条の規定による

その額を改定する。

第二十三条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第三条の規定による改正後の同法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものに対しては、同条の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

改正後の同法第四十六條の三の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第二十六條 昭和五十五年六月一日において現に第七條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十四條第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していない六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものに対しては、第三條の規定による改正後の同法第三十九條ノ二の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

(第八條の規定の施行に伴う経過措置等)
第二十七條 昭和五十五年六月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く)の額については、なお従前の例による。
2 昭和五十五年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。
第二十八條 昭和五十五年七月三十一日において

現に国民年金法による母子年金又は準母子年金を受ける権利を有する者に支給する当該母子年金又は準母子年金の支給の停止については、第八條の規定による改正後の同法第四十一條第三項及び第四項(同法第四十一條の三第一項において準用する場合を含む)中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

第二十九條 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、第八條の規定による改正後の同法第八十七條第三項中「四千五百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額(同表の下欄に掲げる年度の前年度までの間に於いて厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二號)附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十四年度の同条第一項に規定する物価指数に対する同表の下欄に掲げる年度前における直近の同条の規定による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた年度の前年度の同条第一項に規定する物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に読み替へるものとする。

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月までの月分	四千八百五十円	昭和五十七年度
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月までの月分	五千二百円	昭和五十八年度
昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの月分	五千五百五十円	昭和五十九年度
昭和六十年四月以後の月分	五千九百円	昭和六十年年度

2 国民年金法第八十七條第三項に定める保険料の額は、昭和六十一年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。
(第十一條の規定の施行に伴う経過措置)

第三十條 昭和五十五年七月三十一日において現に厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金を受ける権利を有する者(同法第三十八條第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限

る。)の当該遺族年金については、同日以後引き続き同項の規定により支給される間、第十一條の規定による改正後の同法第三十八條第二項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一條の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額」とする。

加給すべき金額が加給されている遺族年金を受ける権利を有する者(同法第二十三條ノ七第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。)の当該遺族年金については、同日以後引き続き同項の規定により支給される間、第十二條の規定による改正後の同法第二十三條ノ七第四項中「除クモノトシ」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十二條ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除クモノトシ」とする。

第三十一條 昭和五十五年七月以前の月分の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。
第三十二條 昭和五十五年七月三十一日において現に厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金(同法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金及び寡婦年金の例による保険給付を含むもの)とし、その金額につき支給を停止されているものを除く。以下この条において同じ。を受ける権利を有する者であつて、同日において第十一條の規定による改正後の同法第六十五條の二に規定する政令で定める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。)の支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第十一條の規定による改正後の同法第六十五條の二中「加算する額」とあるのは、「加算する額から厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一條の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額を控除して得た額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十三條 昭和五十五年七月三十一日において現に船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により

第三十三條 昭和五十五年七月三十一日において現に船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により

第三十六條 第十二條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ三及び前条の規定は、船員保険法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第五十八號)附則第三項の規定により支給

第三十三條 昭和五十五年七月三十一日において現に船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により

第三十六條 第十二條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ三及び前条の規定は、船員保険法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第五十八號)附則第三項の規定により支給

なして当該保険給付の額を計算するものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該保険給付の額を改定する。

(厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢)

第四十六条 厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初

に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとす
る。

(船員保険法による老齢年金の受給資格年齢)

格年齢については、この法律の施行後に初めて

行われる船員保険の財政再計算の時期に、必要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

.....

理由
最近における社会経済情勢と人口構造の老齢化

傾向とにかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び
拠出制国民年金の各制度について、遺族年金及び
母子年金の額その他の給付額の引上げを行うほ

か、被保険者である間に支給する老齢年金の支給
制限の緩和等の措置を講ずるとともに、福祉年金、
児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の

額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築物における衛生的環境の確保に関する法

律の一部を改正する法律案
建築物における衛生的環境の確保に関する
法律の一部を改正する法律

建築物における衛生的環境の確保に関する法律
(昭和四十五年法律第二十号)の一部を次のよう
に改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付す。

第一章 總則（第一條—第三條）

三

第二章 特定建築物等の維持管理（第四条―第十二条）

第三章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（第十二条の二―第十二条の五）

第四章 登録業者等の団体の指定（第十二条の六―第十二条の九）

第五章 雑則（第十二条の十―第十四条）

第六章 罰則（第十五条―第十八条）

附則

第一章 総則

第一条中「必要な事項」を「必要な事項等」に改める。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 特定建築物等の維持管理

第五条第一項中「以下同じ」を「以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ」に改める。

第十二条の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録

（登録）

第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一 建築物における清掃を行う事業

二 建築物における空気環境の測定を行う事業

三 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

四 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

五 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生省で定める動物の防除を行う事業

六 建築物における清掃、空気環境の測定及び飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の通常の管理に必要な厚生省令で定める程度のものを併せて行う事業

2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた

場合において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格が厚生省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならぬ。

3 前項の基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について第一項各号に掲げる事業の業務を行うのに必要かつ十分なものでなければならぬ。

4 厚生大臣は、第二項の基準を定める場合には、生活環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

5 登録の有効期間は、三年とする。

6 前各項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

（登録の表示）

第十二条の三 前条第一項の登録を受けた者（以下「登録業者」という。）は、同項の登録に係る営業所（以下「登録営業所」という。）について、同項第一号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物清掃業と、同項第二号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物空気環境測定業と、同項第三号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物飲料水貯水槽清掃業と、同項第四号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物飲料水貯水槽清掃業と、同項第五号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物ねずみこん虫等防除業と、同項第六号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物環境衛生一般管理業と表示することができる。

（登録の取消し）

第十二条の四 都道府県知事は、登録営業所が、第十二条の二第二項の基準に適合しなくなつたときは、その登録を取り消すことができる。

（報告 検査等）

第十二条の五 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録業者に對し、その業務に関し必要な報告をさせ、又

はその職員に、登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査等について準用する。

第四章 登録業者等の団体の指定（指定）

第十二条の六 厚生大臣は、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録業者又は登録業者の団体を社員とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する業務を適正に行うことができると認められるものを、第十二条の二第一項各号に掲げる事業ごとに、その申出により、それぞれ、次項に規定する業務を全国的に行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人（以下「指定団体」という。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 登録業者の業務を適正に行うため必要な技術上の基準の設定

二 登録業者の求めに応じて行う業務の指導

三 登録業者の業務に従事する者に対するその業務に必要な知識及び技能についての研修

四 登録業者の業務に従事する者の福利厚生に関する施設

3 指定団体は、その業務の一部を、厚生大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

（改善命令）

第十二条の七 厚生大臣は、指定団体の行う前条第二項の業務の運営に関し必要があると認めるときは、その必要の限度において、その指定団体に對し、その指定団体の業務の運営を改善するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十二条の八 厚生大臣は、指定団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

り消すことができる。

（報告 検査等）

第十二条の九 厚生大臣は、指定団体の行う第十二条の六第二項の業務の運営に関し必要があると認めるときは、その指定団体に對し、その業務に關して必要な報告をさせ、又はその職員に、その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五章 雑則

第五節 制限

第十二条の十 何人も、第十二条の二第一項各号に掲げる事業につき同項の登録を受けずして、当該事業に係る営業所につき第十二条の三に規定する表示又はこれに類似する表示をしてはならない。

第十三条第三項中「前条」を「第十二条」に、「とるべき」を「採るべき」に改める。

第十四条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第十五条の前の見出しを削り、同条に次の一号を加える。

三 第十二条の七の規定による命令に違反した者

第十六条第三号中「第十一条第一項」の下に「第十二条の五第一項若しくは第十二条の九第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないのに、第七条第三項の規定による命令に違反して建築物環境衛生管理技術者免状を返納しなかつた者

二 第十二条の十の規定に違反した者

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五章中第十三条の前に一条を加える改正規定及び第十八条の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日から起算して一年間は、都道府県知事は、この法律による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第二項の規定にかかわらず、登録をすることができない。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十五号の二の次に次の一号を加える。

三十五の二の二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する事業を営む者であつて登録を受けたもの等の組織する団体を指定し、及び監督すること。

第九条の二第一項第四号中「昭和四十五年法律第二十号」を削る。

理由

建築物における衛生的な環境の確保を図るため、建築物の衛生的環境の確保に関する事業を営む者の登録及び当該事業を営む者等の組織する団体の指定について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年五月十四日印刷

昭和五十五年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W